男女平等参画社会実現のための
第四次板橋区行動計画

いたばしアクティブプラン

平成２６年度実施状況報告書

平成２７年８月

板　橋　区

はじめに

板橋区では、平成15（2003）年に、男女平等参画社会実現に向け板橋区男女平等参画基本条例（以下「条例」という。）を制定しました。この条例では、５つの基本理念を定め、区、区民、事業者・民間団体それぞれの責務を明らかにするとともに男女平等参画社会実現のための行動計画の策定を義務付けています。

区では、この条例に基づき、男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画［計画期間：平成２３年度～２７年度）］（以下「第四次行動計画」という。）を策定し、男女平等参画に関する施策を総合的・計画的に推進しています。

本書は、条例第８条に基づく実施状況報告書として作成したものです。

目　次

１．実施状況報告書

１ 計画の概要……3
２ 計画の体系……4
３ 評価の目的・対象……6
４ 評価の種類・方法・流れ……6
５ 評価結果集計……8
６ 平成２６年度　実施状況と評価……10
７ 計画を推進するための仕組み……37
７－１ めざす姿ごとの成果指標一覧……39
７－２ 板橋区における男女平等参画の推進……42
７－３ 板橋区特定事業主行動計画の着実な推進……45

２．参考資料

資料１　委員会・審議会等における女性の参画状況……49
資料２　東京都板橋区男女平等参画基本条例等……51

１．実施状況報告書

1　計画の概要

（1）計画の目的

平成15（2003）年に制定した条例に基づき、男女平等参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に施策を推進するために策定したものです。

（2）計画の性格

男女共同参画社会基本法に定める「市町村男女共同参画計画」に該当するものであると同時に、条例に規定する行動計画であり、「男女平等参画社会実現のための第三次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」を継承、発展させるものです。

また、めざす姿４の課題13～18及び施策の方向19～25を「板橋区配偶者暴力防止基本計画」として位置付けています。

（3）計画の期間

平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までの５か年です。

（4）計画の理念（条例第３条）

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現をめざして、条例に規定する５つの基本理念に基づき、男女平等参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

①人権の尊重
②個性や能力の発揮
③活動方針を決定する過程への参画
④多様な生き方の選択
⑤家庭生活と社会活動の両立

（5）計画の実施における重要な視点

行動計画の施策・事業を実施するにあたっては、第三次板橋区行動計画策定後の経済社会の変化や、国・東京都などの動き、区民・事業者等の意識、第三次板橋区行動計画の進捗状況などを踏まえ、以下を重要な視点と位置付けています。

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
②配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実
③生活困難を抱える人々への対応

（6）めざす姿（目標）

第四次行動計画では、板橋区がめざす男女平等参画社会の姿を、次の４つの“めざす姿”として表現し、目標としました。

①「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
②生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
③男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
④男女の平等と人権が尊重される社会

2　計画の体系

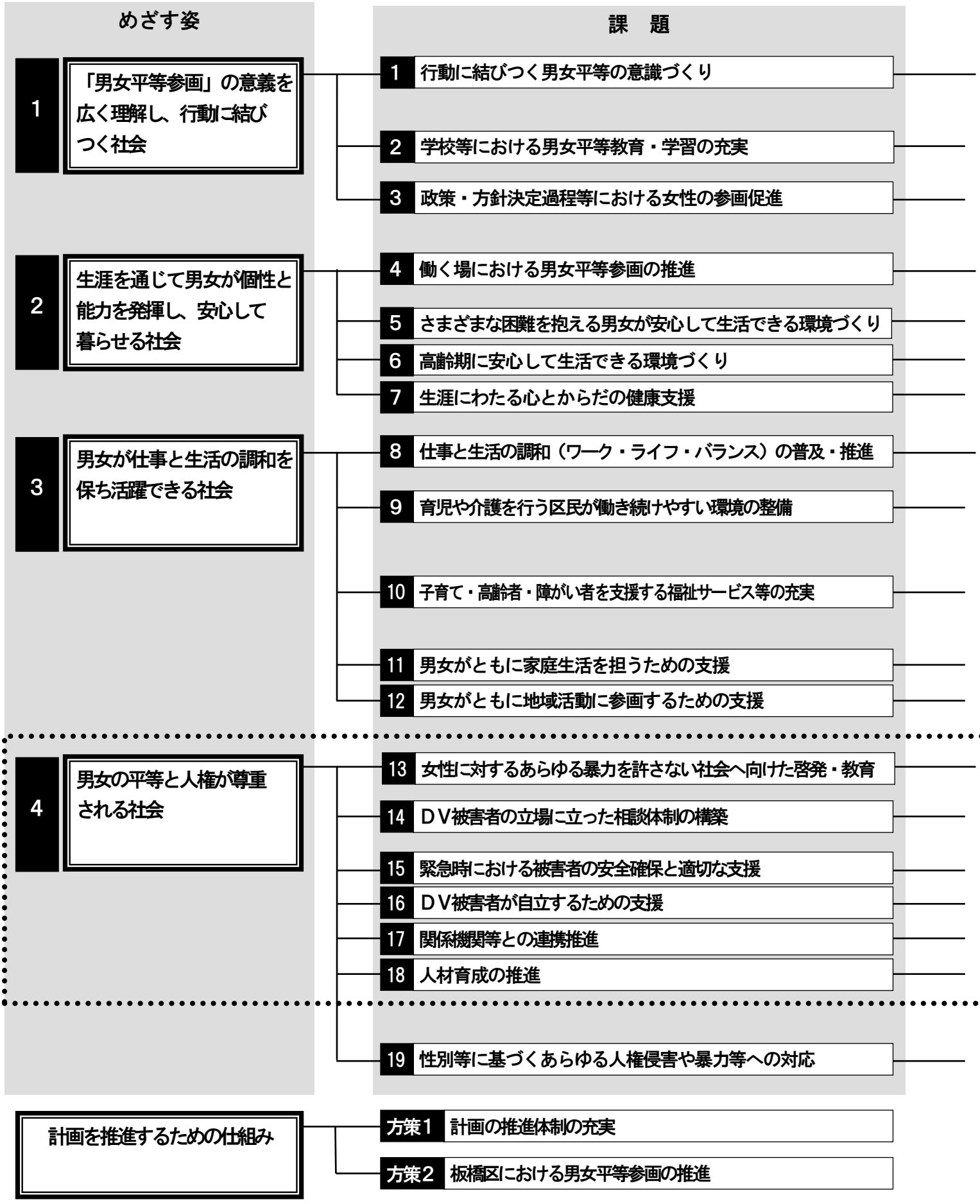
めざす姿
課　題
1
「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会
1 行動に結びつく男女平等の意識づくり
2 学校等における男女平等教育・学習の充実
3 政策・方針決定過程等における女性の参画促進
2
生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会
4 働く場における男女平等参画の推進
5 さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり
6 高齢期に安心して生活できる環境づくり
7 生涯にわたる心とからだの健康支援
3
男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会
8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進
9 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備
10 子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実
11 男女がともに家庭生活を担うための支援
12 男女がともに地域活動に参画するための支援
4
男女の平等と人権が尊重される社会
13 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育
14 ＤＶ被害者の立場に立った相談体制の構築
15 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援
16 ＤＶ被害者が自立するための支援
17 関係機関等との連携推進
18 人材育成の推進
19 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応
計画を推進するための仕組み
方策1 計画の推進体制の充実
方策2 板橋区における男女平等参画の推進

点線内は、板橋区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に該当する範囲を示します。

3　評価の目的・対象

（1）評価の目的

条例第８条で定める行動計画について、区が取り組むべき施策・事業等について各課が自己評価（一次評価）を行うとともに、条例第14条第2項により男女平等参画推進本部が総合的に最終評価（二次評価）を行い、評価結果を次年度以降に反映させていくことで進行管理をしていきます。

なお、平成２６年度に男女平等参画審議会による評価(外部評価)の見直しを行い、従来、単年度ごとに実施していた外部評価については、次期行動計画の策定に向けて現行動計画の計画期間５年間を総括して評価する形に改めました。

（2）評価の対象

第四次行動計画（平成23年度～平成27年度）の平成26年度の実施結果を評価します。

4　評価の種類・方法・流れ

（1）評価評語と定義

第四次行動計画の推進体制の充実を図るために、各取組（事業等）が計画におけるめざす姿（目標）の達成及び課題の解決に向け、どのように効果があったか、下記の①②により評価を実施します。

① 一次評価（所管課による自己評価）

「第四次行動計画一次評価表（平成26年度評価）」により所管課が51の「取組」ごとに自己評価を行います。

また、従来「男女平等の視点による評価」よりも「事業達成の評価」に偏りがちであったことを勘案し、本評価では「男女平等参画の視点から寄与したか(寄与度)」、「計画期間中（23年度～27年度）における事業等の達成状況(達成度)」をそれぞれ検証したうえで総合評価を行います。

■所管課による「取組」に対する評価評語及び定義

⑴男女平等参画の視点から寄与したか

評価評語	定義
A	男女平等参画を著しく進めた工夫等があった。
B+	男女平等参画をより進めるための工夫等があった。
B	男女平等参画を進めるための工夫等があった。
B−	男女平等参画を進めるためにさらなる工夫が必要である。
C	男女平等参画への工夫が不十分であり、取組の内容を見直す必要がある。

⑵計画期間中（23年度～27年度）における事業等の達成度における評価

評価評語	定義
A	事業等は、計画を超えて（100%以上）進捗している。
B+	事業等は、計画どおり（90%～100%未満）進捗している。
B	事業等は、概ね計画どおり（70%～９０%未満）進捗している。
B−	事業等は、計画に遅れ（70%未満）が生じていたり、他の要因から計画の変更・見直しや繰り延べが必要になっていたりしている。
C	見直し等により事業終了となった。

※一次評価［⑴と⑵の総合評価］

評価評語	定義
A	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に著しく寄与し、かつ効果的に進捗している。
B+	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に寄与し、かつ順調に進捗している。
B	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に寄与し、概ね計画どおりに進捗しているが、やや工夫の余地がある。
B−	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決にさらなる改善を要し、計画の変更・見直しや繰り延べが必要である。
C	取組の内容・事業を見直す必要がある。

②二次評価（男女平等参画推進本部による評価）

一次評価の結果から、男女平等参画推進本部が「取組」「課題」「めざす姿」の評価を行います。評価結果は、公表するとともに、次年度以降に反映し、ＰＤＣＡサイクルを機能させていきます。

■推進本部による「取組」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
A	取組の推進に最適な内容(手段)で、優れた実績があった。
B+	取組の推進に合致した内容(手段)で、効率的に実施されている。
B	取組の推進に概ね合致した内容(手段)であるが、工夫の余地がある。
B−	取組の推進に概ね合致した内容(手段)であるが、積極的な改善を求める。
C	取組の推進につながっておらず、内容(手段)を見直す必要がある。

■推進本部による「課題」・「めざす姿」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
A	課題解決（めざす姿の達成）に向けて進捗している。
B+	課題解決（めざす姿の達成）に向けて進捗しているが、さらなる拡充が期待される。
B	課題解決（めざす姿の達成）に向けて概ね進捗している。
B−	課題解決（めざす姿の達成）に向けて、さらなる改善が求められる。
C	課題の解決（めざす姿の達成）につながっておらず、不十分である。

（２）評価の流れ

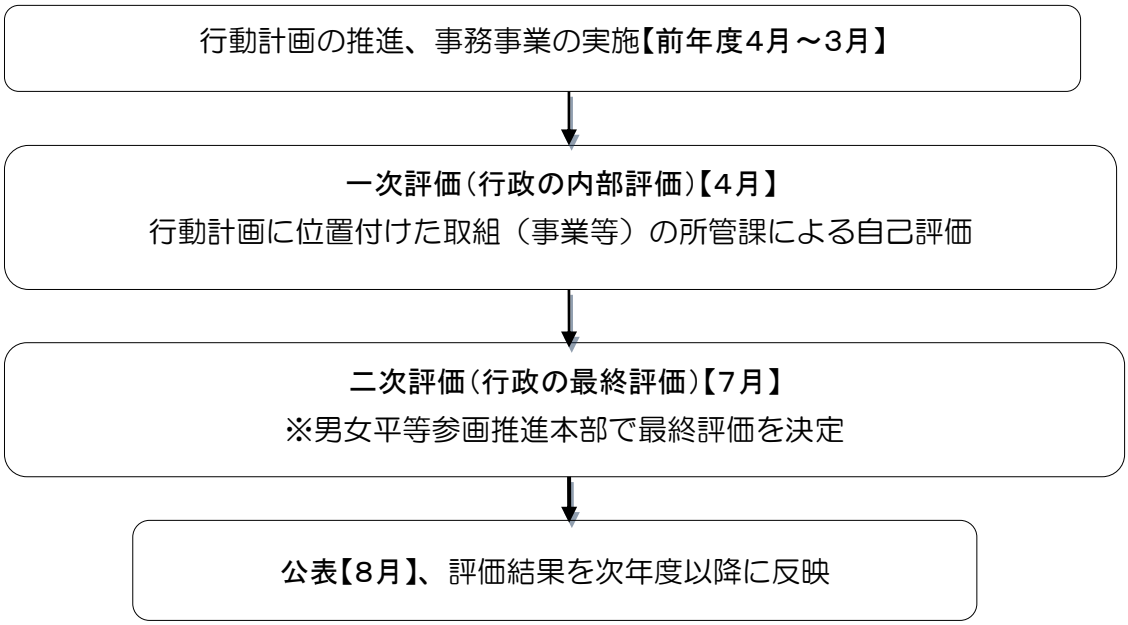

※男女平等参画推進本部：男女平等参画施策を総合的に企画し、進行管理、実施結果の評価並びに調整を実施。区長主宰のもとに、副区長及び板橋区組織規則に定める部長、教育長、保健所長、会計管理者、教育員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、常勤の監査委員、監査委員事務局長、区議会事務局長をもって構成する。

５　評価結果集計

（１）一次評価結果の集計

所管課による自己評価では、51の「取組」に関わる延べ107の課が自らの所管する事業について評価をしました。結果は以下のとおりです。

（単位：延べ107の所管課が行った自己評価の件数）

評価評語	めざす姿1	めざす姿2	めざす姿3	めざす姿4	合　計
A	10	19	15	18	62(57.9%)
B+	6	11	9	8	34(31.8%)
B	2	2	2	3	9(8.4%)
B−	1	1	0	0	2(1.9%)
C	0	0	0	0	0(0.0%)
計	19	33	26	29	107(100.0%)

（２）二次評価結果の集計

男女平等参画推進本部による二次評価では、51の「取組」、19の「課題」と４つの「めざす姿」を評価しました。結果は以下のとおりです。

評価評語	めざす姿		
	課題		
	取組		
A	10(19.6%)	3(15.8%)	0(0.0%)
B+	29(56.9%)	10(52.6%)	3(75.0%)
B	9(17.6%)	5(26.3%)	1(25.0%)
B−	2(3.9%)	1(5.3%)	0(0.0%)
C	1(2.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
計	51(100.0%)	19(100.0%)	4(100.0%)

「取組」では「A」と「B+」で76%強、「課題」では「A」と「B+」で68%強、「めざす姿」では「A」と「B+」で75%となっています。

全取組に対する評価

評価評語	めざす姿1	めざす姿2	めざす姿3	めざす姿4	合　計
A	2	4	1	3	10(19.6%)
B+	5	7	7	10	29(56.9%)
B	5	2	1	1	9(17.6%)
B−	1	0	0	1	2(3.9%)
C	0	1	0	0	1(2.0%)
計	13	14	9	15	51(100.0%)

二次評価の前年度比較

評価評語	平成25年度評価			平成26年度評価		
	取組	課題	めざす姿	取組	課題	めざす姿
A	13(25.5%)	4(21.1%)	0(0.0%)	10(19.6%)	3(15.8%)	0(0.0%)
B+	27(52.9%)	8(42.0%)	3(75.0%)	29(56.9%)	10(52.6%)	3(75.0%)
B	10(19.6%)	6(31.6%)	1(25.0%)	9(17.6%)	5(26.3%)	1(25.0%)
B−	1(2.0%)	1(5.3%)	0(0.0%)	2(3.9%)	1(5.3%)	0(0.0%)
C	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(2.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
計	51(100.0%)	19(100.0%)	4(100.0%)	51(100.0%)	19(100.0%)	4(100.0%)

前年度と比較すると、「課題」では「A」が１つ減り、「B+」が２つ増え、「B」が１つ減りました。「めざす姿」では増減なしでした。

６　平成２６年度　実施状況と評価

※平成27年4月に組織改正がありましたが、平成26年3月末の組織名を用いています。

めざす姿１　「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会

二次評価：B

男女平等の意識啓発について様々な機会をとらえて実施していますが、平成26年度に実施した意識・実態調査結果では、条例の認知度が低く「内容まで知っている」「聞いたことはあるが内容は知らない」という回答を合わせても２割に満たず、本計画期間中（５年間）の目標値である50%の半分以下という結果でした。また、センターの認知度については、８割以上の区民が「知らない」と回答しており、男女平等参画推進の拠点としては認知度が低すぎるように思われました。このため、条例をはじめとする男女平等の意識啓発について、より効果的な方法を検討し推進していきます。また、意識・実態調査により区職員の条例認知度についても低いことも確認できたため、庁内の理解促進と定着に向け早急に取り組んでいきます。

男女混合名簿実現が100%となった小中学校においては、今後も、男女平等の大切さを育むための配慮や取組を進める等、学校生活において固定的役割分担意識にとらわれない教育・男女平等の実現に向けた生活指導を進めていきます。

政策・方針決定過程における女性の参画については、40%という高い目標に反して依然30%前後の頭打ち状態が続いているため、より積極的な登用を促進する仕組みの構築をめざし、成果に結び付けていくよう取り組んでいきます。

女性リーダー育成と活用に向けては、意識啓発に向けた取組を進めていますが、町会・自治会や商店街連合会、産業連合会においては、女性の会長や役員・理事等への登用がまだまだ進んでいない状況です。今後も情報発信など工夫を凝らし参画についての取組を進めていきます。

課題１ ： 行動に結びつく男女平等の意識づくり

二次評価：B

男女平等の意識啓発については、区民まつりや成人式、大学祭など多くの区民が集まる機会をとらえて実施しています。しかしながら、意識・実態調査結果では条例の認知度やセンターの認知度が低く、より効果的な方法を検討し推進していくことが必要です。今後も、一層の工夫を凝らして意識啓発や情報提供を続けていきます。また、区職員の条例認知度が低いため、庁内の理解促進と定着に向け早急に取り組んでいきます。

登録団体の育成・支援を通じ、男女平等参画を推進する区民の裾野拡大に努め、男女平等推進センターの活性化につながるよう取り組みます。センターの相談業務についても、内容の見直しや女性健康支援センターとの連携により、区民ニーズに即した展開ができるよう検討を進め、一層の充実を図ります。

施策の方向：（１）男女平等意識の普及・啓発

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
1	板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着	区民まつりや成人式等、多くの区民が集まる場における普及・啓発活動の展開 **男女社会参画課** 年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫 **男女社会参画課**	・区民まつり ２日間［来場者数490人 男107人 女234人 子ども149人］ ・成人式(区内18地区)［対象者4,651人 男2,434人 女2,217人］	区民まつりでは、本条例のパネル掲出やパンフレット配布を実施しました。 成人式会場で条例を紹介するカードを配布し啓発活動に取り組みました。その他、事業開催の機会を捉えて積極的にパンフレットを配布しました。	B+	B+	B+	区民まつりでは、区職員と登録団体ボランティアが協働して、区民が理解しやすい説明を心掛けました。また、当課主催事業以外でも、機会を捉えパンフレット配布を依頼するなど、着実な啓発普及活動を実施しました。	B	多くの人が集まる場面をとらえて啓発活動を実施していますが、意識・実態調査の結果では条例の認知度は低い結果となっています。効果的な啓発方法を工夫し、区民・職員の条例理念の理解向上に取り組んでいきます。
2	実践につながる地域の課題解決支援	DV講座等、地域で課題を共有し解決につなげる取組の実施 **男女社会参画課**	・ＤＶ防止セミナー参加者：17人 ・大学祭での意識啓発活動 来場者：1,337人（男356人 女865人 子ども116人）	・ＤＶ防止セミナーを開催し、区民向けの意識啓発を実施しました。 ・区内５大学の大学祭に出展し、学生等の若年層に対しＤＶ防止啓発品を配布して意識啓発を実施しました。	A	A	A	平成26年度はＤＶ防止を地域の課題と捉え、大学祭でのＤＶ防止に向けた啓発活動に加え、ＤＶ防止セミナーではより理解を深めやすいよう即興劇を交えて実施するなど新しい試みを実施しました。	B+	ＤＶ防止を地域での課題としてとらえ、大学祭で多くの来場者に対して啓発できました。新しい試みでのセミナーは参加者が少なく、集客力のある企画が今後の課題であると考えます。
3	より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用	ﾒｰﾙﾏｶﾞｼﾞﾝ、携帯サイト等多様な通信媒体の活用 **男女社会参画課** ホームページや情報誌の見直し・充実 **男女社会参画課** チラシ・パンフレット等の配布方法の見直し **男女社会参画課** 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に戦略的なPRを実施 **男女社会参画課**	・男女社会参画課ツイッターによるツイート14回 ・センターだより発行1回 ・区民向け「あいしてぃ」発行1回（号外「女性のための災害対策ハンドブック」） ・職員向け「推進ニュース」発行1回 ・登録団体による参画週間企画のサポート10団体、延参加人数151人	課のツイッターを利用した情報発信、開催事業の情報を広報いたばしやホームページでＰＲ、区民向け情報誌・職員向けニュースの発行など、多様な媒体を活用し、幅広い年代に向けて啓発を実施しました。	A	B+	B+	広報いたばしへの掲載や区内施設への募集チラシ配布など、紙媒体を利用したこれまでの手法と並行して、ツイッターのツイートやお知らせ希望者へのEメール送信、ホームページへの公開など、効果的な情報発信に取り組みました。	B	多様な媒体を活用して啓発に取り組んでいますが、実際に手にとって読んでもらえることが大切であるため、読んでみたい・アクセスしてみたいと思わせる「見せ方」に工夫を凝らし、効果的なものとなるよう努力していきます。幅広い年代に、より効果的な情報提供・普及啓発が行えるよう検討を進めていきます。

取　組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	評価 達成度	評価 総合	評価理由		
4	大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり	大学との協働推進 **男女社会参画課** 商連、産連等との連携 **男女社会参画課**	・いたばしⅠ（あい）カレッジ前期 受講者28人、５回延べ99人 ・「いたばし good balance 会社賞」募集チラシ配付数 板橋法人会（6,000部）、板橋産業連合会（500部）、社労士会板橋支部（160部）、東京商工会議所板橋支部（100部）	いたばしⅠ（あい）カレッジ前期で東京家政大学との共催により実施しました。 また、東京商工会議所板橋支部、産業連合会及び板橋法人会の協力を得て、企業に対し情報発信をしました。	A	B+	B+	東京家政大学との共催により、基礎的な講座を実施し、男女平等参画について意識啓発を進めることができました。 また、「いたばし good balance 会社賞」の実施にあたり、東京商工会議所板橋支部、産業連合会、板橋法人会に協力を得ることで、広く企業等に周知することができました。	B	大学と共催で講座を実施し意識啓発を進めることができました。商連や産連等との連携ではチラシの配付協力のみでしたので、一歩進んだ協働について、今後検討していきたいと考えます。

施策の方向：（２）男女平等推進センター　スクエアー・Ｉ（あい）の機能充実・活性化

取　組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	評価 達成度	評価 総合	評価理由		
5	センター活性化へ向けた取組	センターのあり方を検討する体制づくり **男女社会参画課** 講座等の企画内容・実施方法の見直し **男女社会参画課** 区民が交流・学習する場としての機能充実 **男女社会参画課** センター及び事業の周知・情報発信の充実 **男女社会参画課** 女性健康支援センター等との連携推進 **男女社会参画課**	・センター登録団体との連絡会議3回 ・いたばし男女平等フォーラム1回 ・区民協働企画講座3回 ・いたばしⅠ（あい）カレッジ前期5回、後期6回 ・センターだより１回発行（5000部） ・あいしてぃ1回発行 ・男女共同参画週間の登録団体企画をサポート10団体、延べ参加者151人 ・女性健康支援センターと連携して、大学祭で普及啓発活動を実施5大学、参加者1,337人	男女平等推進事業の一部業務委託を行い、民間のノウハウを活用して効率的に事業を実施しています。 情報発信・ＰＲ活動は、「センターだより」の発行やツイッターの活用、女性健康支援センター等との連携による大学祭出展を実施することで、広く区民に周知することができました。	A	A	A	男女平等推進事業の一部業務委託は、2年目で業者が変わり一から出直しとなりましたが、適切に業者指導することにより、効率的に事業実施することができました。また、男女共同参画週間における登録団体へのサポートを強化し、多くの参加者を呼び込むことができました。	B	センター活性化に向け、様々な事業や登録団体へのサポート等を行っていますが意識・実態調査では、男女平等参画推進の拠点として認知度が低すぎる結果となってしまいました。今後も認知度を向上させ、裾野の拡大に努めていきます。また、女性活躍には女性の健康増進が不可欠であることから、女性健康支援センターとの連携をより強化し、今後は、一体的な相談体制の構築に取り組んでいきます。
6	区民との協働推進	区民との協働による企画・事業等の実施 **男女社会参画課** いたばし男女平等フォーラムの実施 **男女社会参画課** 「センターだより」の発行 **男女社会参画課**	・区民協働企画講座3企画実施 ・男女平等フォーラム参加者89人（登録団体企画・展示参加者延べ140人） ・センターだより１回発行（5000部）	・公募により区民協働企画講座を年3回実施しました。 ・公募区民と運営メンバー会議を8回開催し、フォーラムの企画・運営を協働で行いました。 ・区民公募の編集委員と編集会議を8回開催し、情報誌を発行しました。	A	A	A	男女平等フォーラムは、その前身である女性のつどいから数えて30周年の開催となり、多くの登録団体の協力を得て、男女平等参画に関する企画・展示もあわせ、規模を拡大して記念行事として実施することができました。	A	登録団体を始めとした区民との協働に積極的に取り組んでいます。今後も、区民との協働により区民の意識啓発と男女平等推進センターが活性化のための取組を進めていきます。
7	男女平等推進センター登録団体への支援	男女平等推進センター登録団体への支援 **男女社会参画課**	・男女平等推進センター登録団体数、41団体（平成27年3月31日現在） ・登録団体連絡会、年３回実施 ・Ｉ（あい）サロンの実施、月１回実施 ・男女平等フォーラム登録団体枠(8名中4名)の新設	連絡会の回数を増やし、事業協力、支援方策等について話し合いました。Ｉ（あい）サロンでの団体の実施協力を得るとともに、フォーラムでの団体意見反映のため、団体枠を新設し、団体による展示やミニ企画等を実施しました。	A	A	B+	時機にかなった連絡会開催を意識し、意見交換等活発に行いました。事業実施にあたっては団体意見の聴取機会を増やし、支援に努めました。	B+	連絡会等での意見交換や、協働事業の実施等を通じ支援に努めました。今後も男女平等参画を推進する団体としての活動を支援し、育成に努めます。

取　組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	平成26年度一次評価 評価理由	二次評価	
8	相談体制の充実	専門相談の実施 **男女社会参画課** 相談方法・相談時間等の検討・見直し **男女社会参画課** 相談事業の周知 **男女社会参画課**	総合相談1,372件、ＤＶ専門相談176件、フェミニストカウンセリング91件	次年度に向けフェミニストカウンセリングの見直しを行いました。男女平等推進センターの相談と女性健康支援センターの相談を併せたポスターを作成し、区内施設の女子トイレに貼ることで、女性のための相談窓口の周知に努めました。	A	A	A	知識の積み上げが進み、より的確な支援につながっています。相談業務見直しでは、時勢を鑑み、女性の働き方をサポートする視点を盛り込み、稼働に向けた準備を行いました。	A	相談窓口として、女性の健康についての相談も併せて周知したことで、区民の利便性を高めることができました。相談体制は整い、総合相談件数も増加していますが、内容等の見直しで一層の充実を図ります。

課題２ ： 学校等における男女平等教育・学習の充実

二次評価：B+

幼少期から学童期まで、各所管課において男女平等の大切さを育むための配慮や取組を進めています。引き続き児童等の意識向上に努め、子どもたちが固定的な性別役割にとらわれない価値観を身に付けられるように推進していきます。
教員や保育士、児童館・学童クラブ職員等が男女平等参画に対する正しい知識を身につけるため研修等が実施されています。今後も男女共同参画社会実現に向けた教育の重要性を念頭に置き、実践につながるよう取り組んでいきます。

施策の方向：（３）学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成

取　組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	平成26年度一次評価 評価理由	二次評価	
9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上	教材・カリキュラムの充実 **指導室** 幼稚園教材・カリキュラムの充実 **指導室** 東京都教育委員会人権尊重教育推進校の申請 **指導室** 小・中学校での男女混合名簿の推進 **指導室**	・板橋区人権教育推進委員会[５回] ・小中学校での授業研究[３回] ・男女混合名簿作成[100%]	「平成25年度人権教育指導資料－第24集－」及び「人権教育プログラム（学校教育編）」（平成26年３月東京都教育委員会作成）を教育委員会訪問等で活用しました。	A	A	A	定例校長会において、男女混合名簿と男女別名簿の作成及び利用の意義について周知を図りました。 幼児・児童・生徒の教育活動全体における人権教育を通じた男女平等意識の向上を目指す指導資料として「平成26年度人権教育指導資料－第25集－」を作成中です。	B+	男女混合名簿の利用の意義について校長会で周知を図るなど着実に取組が進んでいます。 人権教育指導資料の活用により、今後も人権教育を通じた男女平等意識の向上に努めていきます。 保育にあたっては、教材をはじめ男女平等の意識を持って実施しています。
		保育園教材・カリキュラムの充実 **保育サービス課**	粘土板・縄跳び・はさみ等の教材の購入や名札の絵柄などについて配慮しています。	男女平等の視点に立って、教材を購入しています。また男女の偏りなく接するよう取り組んでいます。	A	A	A	教材の購入や子どもに対する接し方など男女平等の意識をもって保育にあたっています。		

施策の方向：（４）教育に携わる者の男女平等意識の向上

取　組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	平成26年度一次評価 評価理由	二次評価	
10	教職員等へ向けた意識啓発の促進	教員研修の充実 **指導室** 教育課程・校内研修体制の充実 **指導室** 幼児教育に関わる教員研修の充実 **指導室**	・東京都教育委員会実施の人権教育研究協議会の板橋区立学校園の参加率：98% ・人権教育全体計画及び年間指導計画における男女平等教育の視点での取組の位置付け：全学校園での位置付け	人権教育研究協議会への参加を促すとともに、各種研修等において「人権教育」の内容を設定しました。 委員会訪問等で各学校園における人権教育に関わる指導・助言を行いました。	A	A	A	協議会への参加率が増加しました。人権教育の全体計画及び年間指導計画に位置付けられた男女平等教育の視点の取組の改善に向けた指導助言を訪問した54校園に実施し、職員への啓発を図ることができました。	B+	教員や保育士、児童館・学童クラブ職員など、子どもたちに接する者への男女平等参画の啓発については、各種研修等を通じて着実に行っています。 今後も、研修等で学んだことが実践につながるよう努めていきます。

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
10	教職員等へ向けた意識啓発の促進	保育士研修の充実 **保育サービス課**	保育園職員研修（平成26年6月10日）参加者70名	講演会において啓発を実施しました。	A	A	A	平成26年度は保育士研修を通して男女平等参画の啓発を行うことができました。	B+	**【前頁と同じ】** 教員や保育士、児童館・学童クラブ職員など、子どもたちに接する者への男女平等参画の啓発については、各種研修等を通じて着実に行っています。 今後も、研修等で学んだことが実践につながるよう努めていきます。
		幼児教育等に関わる職員研修の充実 **子ども政策課**	児童館・学童クラブ職員研修（全体研修：平成26年6月5日）参加者：101名	児童館・学童クラブ職員に対して、男女平等参画の視点を入れた職員研修を実施しました。	B	B+	B+	全体向けの研修として、「子どもたちに命の大切さを伝える意義」を実施するなど、男女が共同して子育てすることの大切さを再認識しました。 また、研修で学んだことを活かして、利用者への啓発に取り組む意欲も向上されました。		

課題３ ： 政策・方針決定過程等における女性の参画促進

二次評価：**B−**

区の審議会委員等の女性参画率については微増であり、男女社会参画課と総務課が共同で通知を行うなどの工夫は行っていますが、結果的には参画率向上につながったとまでは言えず、目標達成に向けて、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を講じる必要があります。今後も、より積極的な登用を促進する仕組みの構築をめざし、成果に結び付けていくよう取り組んでいきます。

区民の区政参加・意見反映の機会について男女比は概ね目標を達成していますが、今後は区政への参画・区民の声が活かされるよう努めます。

地域における女性リーダー育成と活用に向けては、意識啓発に向けた取組を進めていますが、町会・自治会や商店街連合会、産業連合会においては、会長や役員・理事等への登用がまだまだ進んでいないため、今後も情報発信など工夫を凝らし取組を進めていきます。

施策の方向：（５）政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
11	審議会等への女性の参画促進	女性委員比率４０％に向けた積極的な取組 **男女社会参画課**	平成26年4月1日現在の割合　29.6% (委員会数77) [内訳] ・法律・条例により設置されているもの 22.9%(委員会数31) ・設置要綱等、長の諮問機関として設置 33.9%(委員会数46)	「付属機関等における女性の参画状況調査」実施時の通知文で、行動計画における目標値（女性委員比率40%以上）を明記し、達成に向けての協力を強く依頼しました。	B	B−	B−	平成25年4月1日現在に比べ0.7ポイント上昇しましたが、目標値にはまだ程遠く、割合はほぼ横ばい状態です。内容についても、所管課への通知にとどまり、効果的な取組が実現できませんでした。	B−	女性委員比率は前年度に比べ微増していますが、目標値には及ばない状況です。両課による通知のみならず、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を講じる仕組みづくりをめざします。
		女性委員比率４０％に向けた積極的な取組 **総務課**	29.60%	総務課と男女社会参画課が連名で、全課長宛に「付属機関等への積極的な女性委員登用の促進について」を通知しました。通知には各所管で取り組みやすいよう、女性比率増に向けた具体的な取組事例を4項目盛り込みました。（昨年度は2項目）	B	B−	B	25年度と比較し、女性委員比率が向上しました（29.6%→30.5%）。		
12	区民の区政参加・意見反映機会の充実	いたばし・タウンモニター制度 **広聴広報課**	・ﾀｳﾝﾓﾆﾀｰ数：男29名女24名 ・区長と区民との懇談会： （6回開催） 男228名、女89名	推薦及び募集時には、地域センター長に男女比及び年齢構成に関して配慮をお願いしています。	B+	B	B+	平成26年度の参加者の男女比は、概ね目標の40%を達成しています。	B+	目標値は概ね達成しているので、区政への参画・区民の声が活かされるよう努めます。
		区民と区長との懇談会 **広聴広報課**								

取　組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	評価 達成度	評価 総合	評価理由		
13	女性リーダーの育成と活用	いたばしアイカレッジ等意識改革・動機づけにつながる取組 **男女社会参画課**	・いたばしI（あい）カレッジ 前期（全５回）：受講者延べ99人 後期（全６回）：受講者延べ141人	前期は男女平等の基礎講座、後記は女性のキャリアアップ講座を実施し、地域社会や企業で活躍するリーダーの育成を図りました。	A	A	A	女性のリーダー育成につながる実践的な内容の講座を幅広い分野から実施することができました。	B	女性リーダー育成と活用に向けては、講座の開催による意識啓発を進めています。 町会・自治会や商店街連合会、産業連合会における女性参画については、女性の活躍の場は増えてきていますが、会長や役員・理事等への登用がまだまだ進んでいない状況です。今後も情報発信など工夫を凝らし取組を進めていきます。
		町会連合会における女性参画の推進 **地域振興課**	・女性部会の開催（１回） ・女性部研修の開催（１回） ・町会連合会の広報紙「いたばし町連」への女性部活動記事掲載（２回）	・部会では区民まつりの参加内容や女性部研修について協議しました。 ・各支部で活躍している女性を対象とした研修会を実施しました（計37名が参加。 ・町連女性部の活動について「いたばし町連」で紹介しました。	A	A	A	区民まつり（区民おどりの提供）では、女性部会自らが内容を企画して、当日は700名超の女性が参加し、地域活動に積極的に取り組みました。また、研修会への参加を通じて、女性が地域活動を行う上での見聞を広めるとともに、参加者同士の交流や情報交換が行われました。		
		産業連合会における女性参画の推進 **産業振興課**	（産業連合会） 役員会（理事・参与含む約90人）隔月1回開催 （商店街連合会） 理事会（59人）役員会（10人）毎月1回開催	産業連合会並びに商店街連合会は、役員会・理事会において出席者に対し、適宜女性参画推進について説明を実施しています。	B	B−	B	産業連合会では、女性を理事や参与に登用、商店街連合会では、女性役員の登用があります。商店街連合会では、女性部を設置しており女性の活躍の場が増えています。		
		商店街連合会における女性参画の推進 **産業振興課**								

めざす姿２　生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

二次評価：B+

性別・年齢等に関わらず、その能力を遺憾なく発揮できる社会をめざし、各所管課では就労や社会参画、健康づくりのための様々な支援や相談、講演会等を実施しています。
雇用機会の均等や待遇の確保などの就労関係について、セミナーやパンフレットによる普及・啓発を実施しています。しかしながら、意識・実態調査結果で、職場で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合が19.2%と目標値である50%を大きく下回っている点からも、職場の環境整備が不十分であることがうかがえます。企業・事業所への働きかけについては、なかなか実質的な効果を上げる取組は難しいため、今後も関係機関との連携により一層効果的な啓発が行えるよう努めます。女性の就職や起業に向けての支援については、関係機関との連携を図りながら、満足度が高く集客力のあるセミナーや講座を実施していきます。
ひとり親家庭などの自立に向けた就労や経済の安定に向けた支援や高齢期の生活の安定に向けた支援については、今後も、男女平等の視点と、それぞれの特性を踏まえた利用者目線に立って取組を進めていきます。
男女を問わず、すべての区民が生涯を通じ健康に過ごせるよう各種取組を行っています。女性健康支援センターでは、女性の健康づくりの拠点として啓発・支援を行っており、女性のライフステージに応じた健康教育の充実に取り組んでいきます。

課題４ ： 働く場における男女平等参画の推進

二次評価：B

法律的には女性の就業に関する機会均等と待遇は飛躍的に改善されてきたにもかかわらず、意識・実態調査結果からは、職場環境は旧態依然という実態が見られます。パンフレットの配布や各種セミナー等を実施していますが、職場の環境整備には企業・事業所等への直接的な働きかけも重要であるので、今後の取組を工夫し効果的な方法を検討します。
女性の就職や起業に向けての支援については、今後も関係機関との連携を図りながら、満足度が高く集客力のある講座を実施できるよう努めます。

施策の方向：（６）男女の均等な機会と待遇の確保促進

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
14	企業・事業所への普及・啓発	女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発 **男女社会参画課**	ワーク・ライフ・バランス・セミナー（労働セミナー）を実施。参加者20人	・東京都労働相談情報センター池袋事務所と共催で企業向け労働セミナーを実施しました。 ・「いたばし good balance 会社賞」表彰式において、表彰企業の取組を紹介し、パネル展示も行いました。	B+	B+	B+	主に企業の人事労務担当者向けのセミナーを、東京都労働相談情報センター池袋事務所と共催で実施することができました。	B	東京都労働相談情報センター池袋事務所との共催で企業向けのセミナーを実施できましたが、参加者が少なかったことが残念です。 産業振興公社の情報誌に啓発記事を掲載しましたが、今後も関係機関との連携により、多くの企業に対して効果的に普及・啓発できるよう工夫を凝らします。 女性の就業確保や雇用機会均等については、企業・事業所等への働きかけが重要と考えますので、今後も啓発を進めていきます。
		ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発 **男女社会参画課**								
		女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発 **産業振興課** **（公財）産業振興公社**	申請や相談のため来庁した企業に対し、情報コーナーを利用し情報提供しています。 経営相談　1,188件（毎日予約制で実施）	「いたばし good balance 会社賞」のパンフレットを窓口で配付しました。また、創業計画支援事業におけるセミナー「人材育成」の中でワークライフバランスに関する事項を扱っています。 また、公社情報誌「いたばし産業News」にも啓発記事を掲載しました。	B	B	B	区内企業に対して直接アプローチする機会は少ないですが、その少ない機会でも効果的に啓発できるよう、取組方法を工夫しました。		
		ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発 **産業振興課** **（公財）産業振興公社**								

施策の方向：（７）多様な能力の発揮を可能にするための支援

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
15	若者の自立に向けた支援	区内大学と協働で取り組むキャリア講座の検討 **男女社会参画課**	東京家政大学と共催で、I（あい）カレッジ前期を実施。（全5回）参加者数延99人	「地域の役に立ちたい！～男女平等参画から考える新しいコミュニティ～」と題し、地域リーダーを育てる連続講座を実施しました。	B	B	B	今年度は直接大学生を対象とした講座となりませんでしたが、引き続き啓発機会を得るための努力をしていきます。	C	若者を対象とした講座を実施できませんでした。若者に向けた啓発機会を得るよう努力します。

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	評価 達成度	評価 総合	評価理由		
16	女性の就職・再就職に向けた支援	就労に向けたノウハウやビジネススキルを身につける講座等の実施 **男女社会参画課**	・女性再就職支援セミナー(全3回)参加者数：45人、35人、25人 ・子育て女性向けセミナー参加者：18人	・育児出産介護等で退職した人や専業主婦等が就労に踏み出すきっかけとなるような講座を実施。具体的な就職活動の方策を学ぶ講義のほか、参加者同士の意見交換等も行い、不安解消、意欲向上の機会としました。	A	A	A	両講座ともに、広報活動をしごとセンターと協力し、定員を上回る応募がありました。内容への満足度も高く、受講者のしごとセンター利用にもつながり、相互に協力できました。	B+	女性対象の再就職支援セミナーについては参加人数も大幅に増え、しごとセンターとの連携も進みました。 今後も関係機関との連携を深めながら効果的に実施していきます。
		ハローワーク等との連携 **男女社会参画課**								
		就職支援セミナー **産業振興課**	・就職支援セミナー（4回開催のうち1回は男女社会参画課共催で女性のみ対象、参加者：延べ133名（男12名、女121名） ※女性再就職支援セミナー延べ105名参加 ・ハローワークとの連携（面接会２回、連絡会議２回、チラシの配布依頼）　、面接会求職者：延べ148人 ・宅建講座：受講者37名 簿記3級講座（年2回実施）：受講者（前期）24名、（後期）17名	・求職者向けセミナーで就活支援。「若年者向け」を3回、男女課共催「女性再就職向け」を年1回実施しました。「若年者向け」については39歳以下の男女が対象。「女性再就職向け」は自己理解と応募書類の書き方、メイクアップ講座を実施。 ・ハローワーク池袋等との共催で若者を対象に面接会を実施しました。 ・公社事業として宅建と簿記3級取得支援講座を実施しました。	A	A	A	昨年に引き続き女性再就職支援セミナーを実施し、参加人数が大幅増となった点、セミナー参加者に占める女性の割合が増加している点から寄与度・達成度ともにAとしました。		
		ハローワーク等との連携 **産業振興課**								
		資格取得支援事業（能力開発支援） **産業振興課** **(公財)産業振興公社**								
17	女性の起業に向けた支援	起業に向けた支援 **産業振興課**	男女社会参画課共催の「女性のための起業家入門講座」(全2日間)を実施。参加者：14人、13人	土曜午後2日間を使用して女性起業家が自身の体験について講演を行うほか、企業活性化センター長が起業ノウハウについて説明。また、グループワークにより実際に事業計画書も作成。	A	B	B+	H26年度についてはより実践的な起業支援を目的として事業計画書の作成指導を行いました。これにより受講者の創業に対する志がいっそう明確になったとともに、満足度も高くなりました。	B+	企業活性化センターの起業ノウハウや支援制度について情報提供を行うことで、起業後の支援につながる事業を実施できました。受講生の満足度も高い事業であるため、今後は参加者の増加をめざします。
		より実践的なスキームの検討 **産業振興課**								
		起業支援セミナーの実施 **産業振興課**								
		産業団体等との連携による情報提供 **産業振興課**								
		起業支援セミナーの実施 **男女社会参画課**	女性のための起業家入門講座(全２回)参加者：14人、13人	講義と、受講者同士の横のつながりを創出する交流会を行い行いました。企業活性化センターをはじめとする区内の支援制度について情報提供しました。	A	A	A	起業するための方法やイメージをより具体的に得られるよう、実践的な内容を増やし、好評でした。受講者の起業意識の差の影響が少なくなるような工夫ができました。		
18	就労に関する相談やカウンセリングの充実	就労に関する相談やカウンセリングの充実 **男女社会参画課**	・女性再就職支援セミナーでの個別相談の実施 ・平成27年度からの「女性のための働き方サポートとフェミニスト相談」の検討	・希望者に個別相談を実施し、就職への個々の悩み解消に努めました。 ・27年度からの実施に向けた準備を行いました。	A	A	A	既存の産業振興課による就労相談とは異なる視点での就労に関する相談受付のための実施準備が整いました。	B+	女性の就職支援を謳ったキャリアカウンセリングの利用率が高く、相談者数も増加しました。 今後は男女社会参画課と産業振興課で視点の異なる相談事業を展開し、様々なニーズに沿った就労に関する相談事業を行っていきます。

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	評価 達成度	評価 総合	評価理由		
18	就労に関する相談の充実	キャリア・カウンセリング **産業振興課**	毎週火･木曜日(祝日･年末年始を除く)午後1時～午後5時　99回開催　延べ195人(男性103人、女性92人)就職決定者:17人	キャリアカウンセラーの資格を有する者が個別の面談を実施。カウンセラーは男女各1名(火:男、木:女)を配し、相談者の希望に添えるよう対応。また周知にあたっては、サポステや関連部署、区施設を通じ、チラシ･ポスターを配布しました。	B+	B+	B+	男女１名ずつカウンセラーを配置し、カウンセラーから相談者に向けたコメントをちらしに掲載するなど相談しやすい環境を整え、相談者数も前年度より全体で11人（女性の利用者は9人）増加した点、特に女性の就職支援を謳った木曜(女性カウンセラー)の利用率が高かった（前年の1.1倍）点から寄与度・達成度とともにＢ＋としました。	B+	**【前頁と同じ】** 女性の就職支援を謳ったキャリアカウンセリングの利用率が高く、相談者数も増加しました。 今後は男女社会参画課と産業振興課で視点の異なる相談事業を展開し、様々なニーズに沿った就労に関する相談事業を行っていきます。

課題５ ： さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり

二次評価
B+

貧困など生活上の困難が幅広い層への広がりを見せる中、ほとんどの年齢層において男性より女性の相対貧困率が高いという実情も踏まえ、区では様々な取組を実施しています。経済の安定や生活の安定に向けた支援については、今後も、男女平等参画の視点に配慮しつつ、利用者目線に立った分かりやすい説明など、ひとり親家庭や障がい者、外国人等それぞれの特性を踏まえたアプローチを行っていきます。

施策の方向：（８）ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	評価 達成度	評価 総合	評価理由		
19	自立に向けた就労支援	ひとり親家庭自立支援訓練費助成事業 **福祉事務所** ひとり親自立支援プログラム策定事業 **福祉事務所**	・教育訓練給付金支給：8件 ・高等職業訓練促進給付金支給：19件 ・プログラム策定：10件	ひとり親家庭の母及び父の就業自立に向けた支援を行っています。	B+	B+	B+	母子家庭の自立に向け、各種の就労支援策を進めました。	B	男女平等参画の視点に配慮して事業を行っています。今後も関係機関との連携方法を工夫し、様々な困難を抱える区民の自立に向けた支援を進めていきます。
		再就職支援セミナー（福祉枠） **男女社会参画課**	福祉枠参加：該当なし	福祉事務所(３所)へ福祉枠の推薦を依頼しましたが、推薦該当者が出ませんでした。	B	B−	B−	自立意思がある方は自ら就労し、自立意思が低い方の参加を得ることが難しく、推薦該当者が出ませんでした。取組方法の見直しが必要だと考えます。		
		障がい者就労援助の充実 **障がい者福祉課**	就職者数：75人	雇用促進事業として障がい者雇用を検討している事業主を対象に、職業相談会を開催しました。パネル展示や体験実習等も同時に行い、来場者数を増やす工夫をしました。	B+	A	B+	男女平等参画の視点に配慮して事業を行い、就職者数を増やすことができました。雇用促進事業についても、気軽に来場できる工夫を行い、事業のＰＲを行うことができました。		
20	経済の安定に向けた支援	児童扶養手当の支給 **子ども政策課** 児童育成手当の支給 **子ども政策課**	児童扶養手当 3,995人（内　父子家庭199人） 児童育成手当 5,424人（内　父子家庭276人）	ひとり家庭等の支援策として、継続的に事業を実施しました。	A	A	A	児童扶養手当法と板橋区児童育成手当条例に基づき、ひとり家庭等の生活の安定自立と児童福祉の増進に向け手当の支給をしました。	A	手当や資金貸付等により経済面からの支援を行っています。 今後も、利用者目線、男女平等の視点に立って困難を抱える人々の支援を行っていきます。

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	評価 達成度	評価 総合	評価理由		
20	経済の安定に向けた支援	母子及び父子福祉資金 **福祉部管理課** 女性福祉資金 **福祉部管理課**	平成26年度実績【東京都母子及び父子福祉資金】 ・貸付実績　658件 397,423,400円 【女性福祉資金】 ・貸付実績　11件 5,474,000円	母子及び父子家庭や女性の方々が経済的自立と安定した生活に向けた支援（貸付け・生活相談）を行いました。母子世帯や女性への貸付けを行いました。	A	B+	A	経済的な理由により修学困難な方に対し、修学金を貸付けする等、自立や安定した生活を構築するための支援を行うことができました。	A	**【前頁と同じ】** 手当や資金貸付等により経済面からの支援を行っています。今後も、利用者目線、男女平等の視点に立って困難を抱える人々の支援を行っていきます。
21	生活の安定に向けた支援	母子生活支援施設 **子ども政策課**	［母子生活支援施設］ 居室提供の状況　33世帯　77名（4月1日現在/他区の提携1施設の利用も含む） ［ひとり親ホームヘルパー派遣］26世帯　延べ利用回数688回	［母子生活支援施設］2施設において、様々な事情を抱えた母子に対し、生活再建や自立に向けた生活支援全般を福祉事務所と連携して実施しました。［ひとり親ホームヘルパー派遣］福祉事務所において、小学校就学前の子どもを育てるひとり親家庭を中心に、家庭の状況に応じて派遣を行いました。	B+	B+	B+	母子家庭への生活支援や自立支援を行うために、継続して事業を実施しました。それぞれの家庭に応じた生活支援により、男女平等参画に寄与しました。 ヘルパー派遣は対象世帯や派遣回数の見直しを行ったため、昨年より利用世帯・回数が減っていますが、より事業の趣旨に沿った運用でひとり親世帯の継続的な支援を行うことができました。	B+	ひとり親家庭や障がい者、外国人など様々な困難を抱える区民に対し、相談やサービスを通じ支援を行っています。今後も男女平等の視点に立ちながら、個々の事情に配慮して事業を行っていきます。
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス **子ども政策課**								
		障がい者生活介護施設の整備 **障がい者福祉課**	・相談件数：3086件 ・各種セミナー：152名参加 ・知的障がい者グループホームの整備促進：　5か所	障がい者の日常生活や福祉サービス、権利擁護など様々な内容の相談に応じています。必要に応じて同性の相談員が対応するなどし、男女問わず利用できる体制を整えています。 また、障がい者の生活の安定のため、日中活動の場や居住の場の整備に取り組んでいます。	A	A	A	性別・年齢に関係なく、様々な問題に関する相談ができる体制を整えることができました。様々な種類のセミナーを実施し、障がい者やその家族が自分の個性や能力を発揮できる場を提供することができました。		
		障がい者地域自立生活支援相談・セミナー **障がい者福祉課** **障がい者福祉センター**								
		知的障がい者グループホームの整備促進 **障がい者福祉課**								
		母子生活支援施設 **福祉事務所**	・母子生活支援施設居室提供の状況 33世帯　77名（4月1日現在／他区の提携１施設の利用も含む） ・ひとり親ホームヘルパー派遣 26世帯　延べ利用回数688回 ・福祉総合相談 年間相談件数 32,192件	施設入所による居住の確保、ホームヘルプサービス提供による就労・生活支援、福祉総合相談による問題解決を図っています。	A	A	A	母子家庭・ひとり親家庭の生活の安定に寄与しています。		
		ひとり親家庭ホームヘルプサービス **福祉事務所**								
		福祉総合相談 **福祉事務所**								
		住宅情報ネットワーク **住宅政策課**	・ネットワーク成約件数：1057件 ・債務保証成約件数：12件	窓口及び電話での相談や受付の他、区内約150店舗の不動産店でもステッカー等で制度の周知を図りました。	A	A	A	福祉事務所や男女平等推進センターと連携しての支援体制が整ってきており、長年の取組が成果を上げています。		
		保証人等債務保証制度の紹介 **住宅政策課**								
		総合相談 **男女社会参画課**	総合相談件数 1,372件	月～土曜日に専門の資格を有する相談員が対応しています。	A	A	A	相談員の専門化や関係機関との連携強化により、様々な相談に対応しました。		

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
21	生活の安定に向けた支援	国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳 **文化・国際交流課** **（公財）板橋区文化・国際交流財団**	通訳①国際交流員対応63件 ②語学ボランティア対応69件 翻訳①国際交流員対応116件 ②語学ボランティア対応56件 ※件数は、事業全体	主管課の要請に応じて、国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳を実施しました。 日本語が十分でない区内在住外国人に対する窓口や学校等での通訳、申請書等の翻訳の対応も行いました。 なお、国際交流員の活動可能な曜日・時間を、他部署あてに周知し、各部署が利用しやすい方策を取りました。	B+	B+	B+	通訳・翻訳事業を推進することで、日本語が十分でない区内在住外国人への行政サービスの充実につながり、「困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり」に寄与しているためです。	B+	**【前頁と同じ】** ひとり親家庭や障がい者、外国人など様々な困難を抱える区民に対し、相談やサービスを通じ支援を行っています。今後も男女平等の視点に立ちながら、個々の事情に配慮して事業を行っていきます。
		外国語版母子健康手帳の交付 **健康推進課**	交付実績68件（英語25、中国語34、ハングル語4、タガログ語5、スペイン語0、タイ語0、ポルトガル語0、インドネシア語0）	妊娠届出書に必要な国の母子手帳希望欄を設け、日本語の理解が困難な妊婦・乳幼児の保護者に対し無料で配布しました。	B+	B+	B+	健康福祉センター等の健診や育児相談時に使用している様子がみられています。		

課題６ ： 高齢期に安心して生活できる環境づくり

二次評価

B+

高齢者の就労に向けた支援、生活サポート体制の充実、地域社会への参画支援といういずれの施策に関しても、ほぼ順調に進捗しています。しかしながら、男女平等参画の視点で成果を上げているのかは必ずしも明確とは言えません。高齢者の増加が見込まれる中、女性が男性より長寿であり、高齢者人口に占める割合が高く、高齢者施策の影響を受けやすいという実情も勘案して、男女平等参画の視点に立ち、一層の充実に努めていきます。

施策の方向：（９）高齢者の安心した生活に向けた支援

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
22	高齢者の就労に向けた支援	シルバー人材センターの充実 **生きがい推進課**	①再就職支援講座（2回開催）参加者数：男84人、女48人　計132人 ②合同就職面接会（2回実施）参加者数：男125人　女79人　計204人 ③シルバー登録会員数：男2,015人　女1,079人　計3,094人	・面接会を午前中にも実施することで、求職者への利便性を確保しました。 ・国の緊急雇用制度を活用し、高齢者の就業開拓を強化しました。	A	B	B+	企業の求人意欲は旺盛であり、雇用環境は改善してきています。しかし求職者側が希望職種を選りすぐりする傾向が強まり、前年度に比べて就職者数に一服感が出ています。	B+	高齢者の就労支援はほぼ順調に進捗しています。男女平等参画の視点に立ち、一層の充実に努めていきます。
		アクティブシニア就業支援センター **生きがい推進課**								
23	生活サポート体制の充実	おとしより相談センター（地域包括支援センター）の拡充 **おとしより保健福祉センター**	16か所 職員数108名（男23名、女85名）	平成28年度新設（熊野・清水地区）に向けた検討を行いました。	B+	A	A	新設準備のための予算確保等が実現しました。	B+	男女を問わず高齢者の生活サポートの事業を実施しています。今後も男女平等の視点に立ってサポート体制の充実を図ります。
		福祉総合相談（再掲21） **福祉事務所**	年間相談件数 32,192件	福祉に関するあらゆる相談を受け付けています。	A	A	A	相談者の問題解決に寄与しています。		
		住宅情報ネットワーク（再掲21） **住宅政策課**	・ネットワーク成約件数：1057件 ・債務保証成約件数：12件 ・居住支援協議会において住まいの相談会を実施	窓口及び電話での相談や受付の他、区内約150店舗の不動産店でもステッカー等で制度の周知を図りました。	A	A	A	福祉事務所や男女平等推進センターと連携しての支援体制が整ってきており、長年の取組が成果を上げています。		
		居宅支援協議会の設立 【H25追加の取組】 **住宅政策課**								
		保証人等債務保証制度の紹介（再掲21） **住宅政策課**								

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
23	生活サポート体制の充実	在宅高齢者食生活支援事業 **健康推進課**	・在宅高齢者食生活支援事業　4回40人（男性１人）	・在宅高齢者食生活支援事業　ネットワーク会議年4回（講習会を含む）、情報紙の発行年3回	A	A	A	・在宅高齢者食生活支援事業、情報紙は広く男女に読まれています。	B+	**【前頁と同じ】** 男女を問わず高齢者の生活サポートの事業を実施しています。今後も男女平等の視点に立ってサポート体制の充実を図ります。
		一般高齢者向け介護予防事業 **健康推進課**	・一般高齢者向け介護予防事業、元気シニアの栄養教室、12回208人（男性121人）	・一般高齢者向け介護予防事業、元気シニアの栄養講座、５センターで実施				・一般高齢者向け介護予防事業、半数以上は男性です。		
24	地域社会への参画支援	世代間交流促進 **子ども政策課**	17館延べ21回の実施、 延べ1,389名参加	イベントを通じて、高齢者と子どものふれあう機会を作り、高齢者の孤独化防止、地域社会への参画を図っています。	B	B+	B+	子どもは高齢者の体験を学び、高齢者は子どもとふれあい、地域社会に参画する機会を得ることができました。	B+	高齢者の地域参画への支援は、参加者も多く順調に進捗しています。女性は高齢者人口に占める割合が高く、高齢者施策の影響を受けやすいという実情も勘案して男女平等参画の視点に立ち、一層の充実に努めていきます。
		（仮称）シニア活動センターの開設 **生きがい推進課**	・いこいの家利用者数　114,712人 ・ふれあい館利用者数　409,465人 ・グリーンカレッジ：教養課程298人、専門課程171人、大学院53人、卒業生企画による板橋グリーンカレッジ公開講座（2回）：357人 ・シニア活動促進講座（3回）：158人 地域入門体験講座：33人	・いこいの家ＰＲのため、ポスターの作成を行いました。 ・ふれあい館では、講座の内容や講師の変更等を行い事業の見直しを図りました。 ・公開講座は、卒業生の優れた企画により、定員300人を大幅に上回りました。 ・新たに「終活講座」を実施し、定員50名を大幅に上回りました。	A	B+	B+	・いこいの家の施設のあり方、ふれあい館の運営の見直しを実施します。 ・グリーンカレッジについては、昨年度と同様に300人近い申込がありました。 ・終活講座を実施し、定員50名に対して、120名の募集がありました。		
		いこいの家活用促進 **生きがい推進課**								
		ふれあい館活用促進 **生きがい推進課**								
		グリーンカレッジ **生きがい推進課**								
		シニア世代の社会参加に関する総合的な支援等の推進 **生きがい推進課**								

課題７ ： 生涯にわたる心とからだの健康支援

二次評価：**A**

男女を問わず、すべての区民が生涯を通じ健康に過ごせるよう、様々な取組や健康に関する正しい理解の促進を計画的に行っています。
女性健康支援センターでは、女性の健康づくりの拠点として啓発・支援を行っており、女性のライフステージに応じた健康教育の充実に取り組んでいきます。学校においても計画的な指導を行っており、区内の高校や大学祭での啓発活動も実施しています。

施策の方向：（１０）生涯を通じた男女の健康づくり支援

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
25	生涯を通じた健康づくり支援	区民一般健康診査 **健康推進課**	①区民一般健康診査：86,429人 ②国保特定健康診査受診者数：45,302人 ③後期高齢者医療健康診査　受診者数：28,008人 ④健康づくり協力店の充実、新規18店舗加入、述べ544店舗 ⑤がん検診：115,292人（胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺・喉頭がん・胃がんリスク） ⑥成人歯科検診：3,775人 ⑦在宅高齢者食生活支援（再掲23）4回40人（男性１人） ⑧一般高齢者向け介護予防事業、元気シニアの栄養教室、12回208人（男性121人）	・50歳代の特定健康診査対象者に受診勧奨はがきを送付しました。 特定保健指導対象者向けセミナーを実施しました。 ・健康づくり協力店の充実、毎年15店舗を拡大しました。 ・がん検診については、大学の文化祭やCityマラソンなどイベント等で受診勧奨健診及び乳がん・子宮がんの受付も実施しました。⑦在宅高齢者食生活支援事業ネットワーク会議年4回（講習会を含む）、情報紙の発行年3回 ・一般高齢者向け介護予防事業、元気シニアの栄養講座、５センターで実施	A	A	A	各種健診等について、性差なく実施しています。乳がん・子宮がん検診の国のクーポン事業が縮小されたため、受診率が減少しましたが、46歳女性に受診勧奨をしたり、各イベント等に参加し、多くの区民に周知することができました。また、新規事業である胃がんリスク検診は予想以上の反響がありました。（2,300名予定→4,094名受診） ・健康づくり協力店の充実、目標店舗以上を拡大できました。 ・在宅高齢者食生活支援事業、情報紙は広く男女に読まれています。 ・一般高齢者向け介護予防事業、半数以上は男性です。	A	乳がん・子宮がん検診については国の事業の影響も受けましたが、受診勧奨や各イベント等への参加により、多くの区民に周知することができました。男女を問わない取組も順調に進捗しています。
		がん検診 **健康推進課**								
		成人歯科検診 **健康推進課**								
		在宅高齢者食生活支援（再掲23） **健康推進課**								
		一般高齢者向け介護予防事業（再掲23） **健康推進課**								
		国保特定健康診査・特定保健指導 **健康推進課**								
		後期高齢者医療健康診査 **健康推進課**								
		健康づくり協力店の充実 **健康推進課**								

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	評価 達成度	評価 総合	評価理由		
26	女性の健康づくり支援	女性健康支援センターの健康教育（女性健康セミナー） **健康推進課**	・健康教育　78回 2,026人 ・学習支援(図書貸出) 239冊 ・プレママ栄養講座 5センター、33回499人(男性0人) ・延相談数(何でも相談・専門相談)1,135人 ・自助グループ育成支援(52回　401人) ・乳がん生活ガイドをホームページに掲載 ・こんにちは赤ちゃん事業:625件 ・新生児訪問指導:4,300件	・女性の特有の健康について、性差を意識した内容で且つ、利用しやすいような配慮をし、積極的に啓発・相談を行ないました。 ・プレママ栄養講座は各センターで実施。妊娠期から授乳期の栄養と食生活の講座 こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導については、赤ちゃんがいる家庭に訪問し、母子及び家族の心身の状況や養育環境を把握し、適切な支援を行います。	A	A	A	・女性の健康についての啓発に積極的に取り組むことができました。 ・プレママ栄養講座は平日なので、受講者は女性です。 ・こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導については、周知方法の工夫により、専門職による訪問増加につながり、より丁寧な訪問支援を行うことができました。	A	女性健康支援センターを中心に、女性特有の健康について意識した事業を行っています。女性の生涯を通じた健康づくりについて啓発・支援は順調に進捗しています。女性のライフステージに応じた健康教育の充実は、重要なテーマであり、今後も、一層、積極的に取り組んでいきます。 また、平成28年度に男女平等推進センターの相談窓口が、女性健康支援センターと同じフロアーに移転することで、より効果的な相談体制となるよう相乗効果を発揮していきます。
		女性の健康学習支援 **健康推進課**								
		プレママ栄養講座 **健康推進課**								
		女性健康支援センターの専門相談（女性のための健康何でも相談・専門相談） **健康推進課**								
		女性健康支援センターの自助グループの育成・支援 **健康推進課**								
		女性のがんに関する情報提供 **健康推進課**								
		こんにちは赤ちゃん事業 **健康推進課**								
		新生児訪問指導（産後うつ対応の充実） **健康推進課**								
27	健康に関する正しい理解の促進	HIV抗体等検査・相談 **予防対策課**	・HIV抗体検査215人、梅毒検査199人、性器クラミジア検査196人、 エイズ予防相談786件 ・酒害ミーティング年48回実施　参加者167人 ・エイズ予防講演会開催6回、参加者：556人 ・性感染症に関する講演会開催5回、参加者：537人、 ・大学祭参加：５校	・年20回の匿名予約検査・相談のほか、予防対策課と健康福祉センターで常時電話・来所相談を実施しています。 ・家族ﾐｰﾃｨﾝｸﾞと、ご本人向けに断酒継続をサポートするﾐｰﾃｨﾝｸﾞを実施しました。 ・区内の高校や職業訓練校に出向いての講座や支援者向け講演会を実施しました。 ・区内大学祭りに出展し、啓発用リボン・パンフレット等を配付しました。	A	A	A	・定期的検査・相談と常時の相談を実施することで正しい理解を促進しています。 ・若年層への講演会の他、今後増えるであろう高齢のエイズ患者等への支援者向けの講演会を実施しましたが、支援者の正しい理解促進に効果がありました。 ・大学祭での啓発は一度に多くの（男女）若年層に出会え、非常に効果的な啓発ができました。	A	検査や相談、区内大学での啓発など健康に関する正しい理解の促進に計画的に取り組んでいます。 学校においては体育・保健体育で計画に基づいた指導を行うことができました。
		酒害（アルコール）ミーティングによる支援の推進 **予防対策課**								
		エイズ予防講演会 **予防対策課**								
		性感染症に関する啓発 **予防対策課**								
		学校における性教育の推進 **指導室**	・健康教育に関わる研修：２回 ・薬物乱用防止教室の実施率：100%	生活指導主任会での健康教育及び性教育の重要性について周知を図りました。	A	A	A	体育・保健体育での指導計画に基づき意図的・計画的な指導が行えました。		
		薬物乱用防止に関する啓発 **生活衛生課**	平成26年度の区立中学校生徒からの薬物乱用防止推進作品応募数はポスター682点、　標語1,226点でした。	区立中学校生徒に対し薬物乱用防止推進ポスター及び標語を募集し、自らが薬物乱用防止について意識するような啓発活動を行いました。	A	A	A	平成25年の応募状況がﾎﾟｽﾀｰ701点、標語1,042点だったので、全体的には増加していることを取り組みの成果と捉え、評価しました。		

めざす姿３　男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会

二次評価：B+

男女がともに仕事と家庭生活、地域社会への参画等を両立できる社会環境の実現をめざし、各所管課では、啓発・普及に努めています。しかしながら、ワーク・ライフ・バランスについて、意識・実態調査結果からは、希望では「仕事と家庭生活と個人生活を共に優先（37.0%）」を望むものの、現実では9.3%しか実現できていないという実態が浮かび上がっています。まだ啓発・普及の事業が十分な成果につながっているとはいえず、実態改善のため企業・事業所へアプローチする必要があります。今後とも、男女社会参画課と産業振興課や産業連合会等との連携を強化して取り組んでいきます。

待機児解消に向けては、認可保育園に加え、スマート保育等保育施設の新規開設や定員増など受け入れ拡大に積極的に取り組んでいます。ファミリー・サポート・センター事業や預かり保育など保育に関わる事業についても充実を図っています。今後も区民ニーズに沿った、より利用しやすい制度づくり等に努めます。

高齢者や障がい者を地域で支え、介護者の負担を軽減し、家族の介護と社会活動の両立の一助となるよう事業を実施しています。

男女がともに家庭生活を担うための固定的役割分担意識の解消や、町会・自治会やボランティア、防災、環境・リサイクル活動など地域活動への参画についても男女共同参画の視点を心がけながら取り組んでいます。今後は、参加される女性の中から、各団体・組織の中枢的役割を担う人材がより多く輩出されるような支援も検討していきます。

女性が働き続けられない状況や、固定的役割分担意識の解消という点では、我が国の社会は先進国の中でも立ち遅れているという実態があるので、今後も各課において実効性のある取組を検討していきます。

課題８ ： 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進

二次評価：B+

「いたばし good balance 会社賞」の募集等に際して、男女社会参画課と産業振興課や産業連合会・東京商工会議所など関係機関が広報活動を含めて連携することができ、啓発事業は順調に進捗しています。しかしながら、意識・実態調査（事業所編）の結果において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉の認知度は低く、十分な普及啓発につながっているとは言えない現状もあります。今後も実態改善のため、関係機関と連携を取り、より効果的な取組を検討していきます。

施策の方向：（１１）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
28	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及	男女共同参画週間等を活用した効果的な取組の実施 **男女社会参画課**	・男女共同参画推進公開講座「あなたが輝く働き方」（参加者66人） ・「いたばし good balance 会社賞」募集チラシ配付数 板橋法人会（6,000部）、板橋産業連合会（500部）、社労士会板橋支部（160部）、東京商工会議所板橋支部（100部）	・ワーク・ライフ・バランス実現のための具体策をテーマにした公開講座を実施しました。 ・ 会社賞表彰式において、表彰企業の取組を紹介したりパネル展示を行うことで、来場企業にワーク・ライフ・バランス推進の大切さを周知することができました。	A	A	A	グリーンホール601会議室を利用して、一般区民向けに規模の大きい公開講座を実施できました。また、今年度も引き続き産業連合会等の協力を得て、企業向けにチラシ配付を継続できました。	B+	講座での普及・啓発と、産業連合会等との連携によるチラシの配布による啓発は順調に進捗しています。今後も関係機関との連携により、区民や事業者に向けた効果的な意識啓発となるよう工夫を凝らしていきます。
		産業連合会等との連携による啓発の検討 **男女社会参画課**								
		働くことと育児を考える学習 【H25追加の取組】 **生涯学習課**	「はたいくCafé」7回参加者52名（女43人・男9） 「働く？育児？」講座企画運営会議5回参加者18名（女18名） 講座「きょうはお母さんをお休みします」3回　参加者91名（女81名・男10名）	「はたいくCafé」は働く？育児？をテーマに、参加者が自由に語り合う交流スペースとして開設しました。 「働く？育児？」講座は公募による企画運営者が学習計画を作成し、話し合い学習の講座を運営しました。一時保育を付けました。	A	B+	B+	「はたいくCafé」は「働く？育児？」について身近に相談する人がいない方等が意見を交換できる貴重な場となりました。 講座では、「働く？育児？」についてパートナーとの役割分担を見直す契機となり、講座参加者の仲間づくりにも寄与しました。		

課題９ ： 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備

二次評価：B

意識・実態調査（事業所編）の結果によると、ワーク・ライフ・バランスを推進するために重要と思われている行政の取組は「中小企業向けにノウハウや支援情報を提供すること」という回答が39.5%で最も多いものでした。このことからも、産業振興公社が実施している社会保険労務士による経営相談や、パンフレットで先進事例の取組について情報提供していくことは有効であると考えます。今後も、より効果的な取組となるよう充実に努めます。また、推進企業へのインセンティブを活用し、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を増やすよう努めていきます。

施策の方向：（１２）ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
29	職場の環境整備に向けた支援	ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供 **男女社会参画課**	・センターだより20号（5,000部） ・「いたばし good balance 会社賞」表彰企業紹介リーフレット発行（3,000部）	センターだより「スクエアー・Ｉ（あい）」の特集で、働き方の見直しを取り上げました。また、会社賞表彰企業紹介において、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組について紹介しました。	A	B+	B+	「いたばし good balance 会社賞」受賞企業の具体的な取組を紹介しました、また、広く一般区民向けに発行している情報誌に男女の働き方見直しについて情報提供できました。	B	社会保険労務士を派遣し職場環境等の相談を受けることで、事業所のワーク・ライフ・バランス推進に寄与しています。 推進企業の取組について情報提供することで、職場の環境整備に向けた支援を行っています。 今後も、相談件数の増加や、効果的な情報提供をめざし取り組んでいきます。
		ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供 **産業振興課** **(公財)産業振興公社**	社会保険労務士派遣実績10件	・パンフレットを窓口で配付し表彰企業の取組を案内するなど、企業等に向け情報提供を行っています。また、表彰企業に対して行っている融資の利子補給優遇加算について広く企業や金融機関等に周知することで啓発に努めました。 ・ワークライフバランスを含めた職場環境や労働問題に関する相談を希望する企業に対し、専門家である社会保険労務士を派遣しました。	B	B	B	広く周知に努めました。今後も引き続き周知に努めるとともに、より効果的な周知方法も検討していきます。 社会保険労務士派遣については10件の派遣依頼があり、社会保険労務士が各事業所の状況をうかがいながら具体的なアドバイスをし、区内事業所の職場環境整備に寄与しました。		
		社会保険労務士による経営相談 **(公財)産業振興公社**								

施策の方向：（１３）ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
30	推進企業・事業所に対する顕彰	推進事業者表彰 **男女社会参画課**	・いたばし good balance 会社賞（表彰企業数3社） ・表彰企業紹介リーフレット発行（3,000部）	区内中小企業を対象とし3社を表彰しました。（産業振興公社と連携し、いたばし産業見本市の会場内で表彰式を実施） また、これから推進する企業の参考となるように、表彰企業の取組内容をまとめたリーフレットを作成しました。	A	A	A	今年度は表彰企業のメリットとして区ホームページバナー広告の無料掲載を特典として加えることができました。また、募集チラシ等の一般広報活動の結果応募につながった企業数が増え、着実に事業が定着してきました。	B+	産業融資制度の利子補給割合の優遇加算は該当企業がありませんでしたが、ホームページバナー広告の無料掲載を特典として加えることができ、「いたばし good balance 会社賞」事業も定着しつつあります。 今後も、推進企業へのインセンティブを活用し、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を増やすよう努めます。
		推進事業者先進事例集作成 **男女社会参画課**								

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
30	推進企業・事業所に対する顕彰	産業融資制度における利子補給優遇 **産業振興課**	該当件数０件	産業融資制度を利用する中小企業者のうち、一般事業主行動計画を策定している企業と、いたばし good balance会社賞を受賞している企業に対し、利子補給割合を１割優遇加算。（重複可）詳細を明記したパンフレットを区内金融機関及び窓口にて配布するなど、制度周知を行いました。	B	B	B	利子補給の優遇加算というインセンティブを与えることで、一般事業主行動計画やいたばしgood balance会社賞の意義を示せています。計画策定には時間がかかることから、今後の申請に期待しています。また、利子補給優遇制度は、融資利率が低廉であることとあわせて借主の負担軽減に役立っています。	B+	**【前頁と同じ】** 産業融資制度の利子補給割合の優遇加算は該当企業がありませんでしたが、ホームページバナー広告の無料掲載を特典として加えることができ、「いたばし good balance 会社賞」事業も定着しつつあります。 今後も、推進企業へのインセンティブを活用し、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を増やすよう努めます。

課題１０ :子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

二次評価
B+

保育サービスについては、待機児解消をめざし保育施設の整備等を進め、目標を超えて保育サービス定員を確保しました。しかしながら、待機児数は減少しましたが、解消には至りませんでした。平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度に基づく計画を策定し、さらに施設等の整備を行います。放課後対策としては、27年度に全区立小学校であいキッズに移行することで待機児童について解消済です。今後とも、児童館や学校等様々な施設で子どもの居場所づくりに努めていきます。

高齢者や障がい者を地域で支え、介護者の負担を軽減し、家族の介護と社会活動の両立の一助となるよう相談やセミナー等様々な事業を実施しています。今後も、特定の家族に負担が偏りがちである介護について、男女平等の視点から考えてもらえるよう取組を進めていきます。

施策の方向：（１４）多様なライフスタイルに対応した子育て支援

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
31	保育サービスの整備	保育園の整備 **保育サービス課**	平成26年4月1日時点での区内の待機児童数は515名で、前年同時期と比べ98名増加したため、認可保育所7施設、小規模保育6施設の整備等を実施しました。また、延長保育事業も区立保育園２園、私立保育園8園増加しました。	第三期板橋区保育計画に基づき、待機児童の解消を目指し、保育施設の整備等を進めています。 また、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度に基づく計画を策定し、さらに施設等の整備を行います。	A	A	A	待機児童解消に向け、整備を行い、平成26年度は認可保育所や小規模保育所を合わせて、保育サービス定員の目標である600を超える689名を確保しました。	B+	保育需要の高まりに引き続き対応するため、待機児解消に向け、整備を行い、平成26年度は認可保育所や小規模保育所を合わせて、保育サービス定員の目標である600を超える689名を確保しました。しかしながら、待機児数は減少しましたが、解消には至りませんでした。 【次頁に続く】
		認証保育所の整備 **保育サービス課**								
		認定こども園の設置 **保育サービス課**								
		延長保育の拡充 **保育サービス課**								
		家庭福祉員 **保育サービス課**								
		病後児保育 **保育サービス課**								
		病児保育 **保育サービス課**								
		要支援児保育 **保育サービス課**								
		一時保育 **保育サービス課**								
		板橋スマート保育の設置 【H25追加の取組】 **子育ち戦略・待機児担当課**	4月から20施設の運営を行っており、年度途中の12月に3施設、１月に1施設開設をしました。その他に、平成27年4月から新たに2施設の開設を予定しており、4月時点では、26施設を運営することとなります。	第三期板橋区保育計画に基づき、待機児童の解消を目指し、保育施設の整備等を進めています。 平成27年度からは子ども・子育て支援新制度に基づく「小規模保育事業」として位置づけられます。	A	A	A	待機児童解消に向け、整備を行い、平成26年度は認可保育所や小規模保育所を合わせて、保育サービス定員の目標である600を超える689名を確保しました。		

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	評価 達成度	評価 総合	評価理由		
31	保育サービスの整備	ファミリー・サポート・センター事業 **子ども家庭支援センター** 育児支援ヘルパー **子ども家庭支援センター** ショートステイ **子ども家庭支援センター** トワイライトステイ **子ども家庭支援センター**	・ファミリー・サポート・センター事業：利用会員6,318人・利用件数13,352件（23,289時間） ・育児支援ヘルパー：283人利用（2,044時間） ・ショートステイ（宿泊）：109人利用（延べ481日） ・ショートステイ（日帰）：195人利用（延べ905日） ・トワイライトステイ：85人利用（延べ239日）	育児支援ヘルパー派遣事業について、利用者アンケートをもとに、サービス内容を拡充しました。また、各種事業の利用を促進するためチラシを見直し、わかりやすい内容に変更しました。	B+	A	A	各種事業において、利用者アンケートを継続的に実施するなど、利用者のニーズを把握して利用しやすい制度となるように努めています。	B+	**【前頁から続く】** 育児支援ヘルパー派遣事業については、利用者アンケートをもとに、サービス内容を拡充しました。平成27年度には、子育て世代と女性の活躍をより積極的に支援していくために策定した、「板橋区子ども・子育て支援事業計画」により保育サービスの定員を543名増員する等、待機児解消に向けた事業をより促進していきます。
		預かり保育 **学務課**	私立幼稚園34園全園で実施。 延べ利用者数 145,147人	区補助金等の活用により、預かり保育の拡充を図りました。	B+	B+	B+	私立幼稚園に対して、預かり保育の重要性を理解していただき、預かり保育を充実し、子育て支援を推進しました。		
32	子どもの居場所整備	板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」推進 **学校地域連携担当課** いきいき寺子屋の拡充 **学校地域連携担当課**	あいキッズ利用： 延　893,745人 登録率：96％ いきいき寺子屋プラン（2,077回） 利用：91,457人	あいキッズでは、放課後の学校敷地内の専用室と学校施設を有効活用し、安心・安全な居場所の提供、子どもの健やかな成長と保護者の仕事等と子育ての両立の支援を行いました。 寺子屋事業は土曜・日曜・放課後の子どもの居場所づくりを目的として、PTAや地域のボランティアにより組織された学校開放協力会が、区の委託で実施しています。	B+	B+	B+	あいキッズについては、平成26年度から新たに10校であいキッズを実施しました。平成27年度には全ての区立小学校であいキッズが実施になります。 いきいき寺子屋事業については、寺子屋会議を年3回実施し、寺子屋同士の交流を深めました。	B+	子どもの健やかな成長と保護者の仕事等と子育ての両立の支援を行うため、あいキッズを実施しています。待機児童についても27年度に全区立小学校であいキッズに移行することで解消済です。 一方で、育児休業の拡充などの社会情勢から必要とされる在宅子育てに対応するため、乳幼児親子の居場所機能等を充実させた「新たな児童館」のあり方について検討し、「児童館あり方検討報告書（最終報告）」をとりまとめ、公表しました。 【次頁に続く】
		児童館子育ちサポート **子ども政策課** 学童クラブでの児童受入 **子ども政策課** 乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」 **子ども政策課** 子育てグループ支援「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」 **子ども政策課** 母親教室 **子ども政策課**	・子育ちサポート登録者：2,857名（H27.3月） ・学童クラブ入会者数：2,268名（H27.3月） ・すくすくサロン利用者数：170,586名 ・幼児ふれあいひろば利用者数：240,626名、のびのびひろば利用者数：14,798名 ・母親教室参加者：23,669名	乳幼児親子に対しては、児童館に専用室の「すくすくサロン」設置、子育て支援として「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」「母親教室授業」を行っています。また、児童に対しては「学童クラブ」での受入れ、それを補完する児童館での「子育ちサポート」事業を通じて、子どもの居場所を確保しています。	B	B+	B+	児童館で実施している各事業の年間利用者数は、概ね順調に推移してきています。 児童館子育ちサポート、学童クラブでの児童受入事業は、学童クラブがあいキッズに移行されていることにより、利用者は減少しています。 また、あいキッズ（平成２７年度完全移行）は定員を設けない事業のため、待機児童は解消となります。		

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
32	子どもの居場所整備	ファミリー・サポート・センター事業（再掲31） **子ども家庭支援センター** 地域子育て支援拠点事業「０・１・２ひろば」 **子ども家庭支援センター** 子育て支援者養成システム **子ども家庭支援センター** 子育て通信「すくすく」 **子ども家庭支援センター** 子育て支援者グループの交流 **子ども家庭支援センター** 地域子育て支援拠点事業「森のサロン」 **子ども家庭支援センター**	・ファミリー・サポート・センター事業：利用会員6,318人・利用件数13,352件（23,289時間） ・いたばし0･1･2ひろば：13,248名利用 ・なります0･1･2ひろば：10,442名利用 ・森のサロン：16,557名利用 ・子育て支援者養成システム：3級課程38名修了、2級課程26名修了 ・「通信誌すくすく」：発行休止 ・子育て支援者グループの交流（すくすくまつり）：17団体参加	・いたばし0・1・2ひろばでは、男性の育児参加を推進するため、第1土曜日を「パパの日」としています。ひろば事業が口コミ等で広がり、パパの日以外でも男性の利用者は増加しています。 ・森のサロンでは、大学と連携し、地域の子育て拠点として男女双方が参加しやすいよう、さまざまな事業を開催しています。	B+	B+	B+	・ひろば事業では、「パパの日」や森のサロンでの野外活動などにより男性利用者は増加傾向にあり、男女がともに子育てに関わる環境を整備しています。また、0・1・2ひろばについては、今後児童館に機能を移行するとともに実施場所を増やすことで利便性を高めていきます。	B+	**【前頁から続く】** ひろば事業では、男性利用者は増加傾向にあり、男女がともに子育てに関わる環境を整備しています。 女性の社会進出や、家庭生活と職業生活両立のためには、子どもが安心して過ごせる環境整備が重要です。今後も、利用者の目的やライフステージに合わせた子どもの居場所づくりに努めていきます。

施策の方向：（１５）子育てに関する相談支援

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
33	子育てに関する相談の充実	育児相談の充実 **保育サービス課**	育児相談実績 203件	区立保育園において、保護者が抱える子育てに関する悩みや相談について、園長や看護師などがこれまでの経験を通じてのアドバイスを行い、保護者の子育てに関する支援を行ってきました。	B+	B+	B+	核家族が進む中、配偶者以外に育児に関する悩みごとを話せる保護者が少なくなってきています。こうした中、区立保育園においては通園している園児はもちろん、通園していない児童についての子育てに関する相談も行うことで、地域の子育て支援窓口として機能することができました。	B+	核家族化が進む中、子育てに悩む保護者を支援するため、訪問や区立保育園・児童館・子ども家庭支援センターなどの施設で、様々な形での相談支援を行っています。 今後も、適切な相談体制の充実により、男女が仕事と家庭の調和を保ち活躍できる社会環境の実現に寄与していきます。
		すくすくサロン相談 **子ども政策課**	平成２６年度すくすくサロン利用者数：10館、170,586名	利用者の相談に対し、児童館職員が子育ての孤立化、不安感の軽減を図っています。	B	B+	B+	地域における身近な相談窓口として機能していると評価します。		
		子どもなんでも相談 **子ども家庭支援センター** すくすくサロン相談 **子ども家庭支援センター** 地域子育て支援拠点事業「０・１・２ひろば」（再掲32） **子ども家庭支援センター** 地域子育て支援拠点事業「森のサロン」（再掲32） **子ども家庭支援センター**	・開設日数：292日／年 ・相談対応件数：29,729件（1日平均101.8件　内訳：電話22,230件、面接762件、訪問2,930件、その他3,807件）	・すくすくサロン相談は、子ども政策課のすくすくサロン相談に統合しました。 ・18歳未満の児童とその保護者等の相談を「子どもなんでも相談」として一義的に受け、必要に応じ専門機関を紹介しています。 ・ひろば事業での相談を必要に応じて専門の相談員につなげています。	A	B+	A	子育てに関する不安や、児童自身の悩みに関する相談を虐待防止の観点に立って実施し、電話・面接・訪問等に加え、必要に応じて専門機関との連携を行い、迅速な対応や、早期解決を目指すことで、子育ての家庭の支援をしています。		

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	評価 達成度	評価 総合	評価理由		
33	子育てに関する相談の充実	こんにちは赤ちゃん事業（再掲26） **健康推進課** 新生児訪問指導（産後うつ対応の充実）（再掲26） **健康推進課** 離乳食訪問お助け隊事業 **健康推進課**	・こんにちは赤ちゃん事業：625件 ・新生児訪問指導：4,300件 ・離乳食訪問お助け隊事業、190件(予定	赤ちゃんがいる家庭に訪問し、母子及び家族の心身の状況や養育環境を把握し、適切な支援を行います。 離乳食訪問お助け隊事業では、個別に各家庭を訪問し支援します。	B+	B+	B+	こんにちは赤ちゃん事業と新生児訪問指導については、周知方法の工夫により、専門職による訪問増加につながり、より丁寧な訪問支援を行うことができました。	B+	**【前頁と同じ】** 核家族が進む中、子育てに悩む保護者を支援するため、訪問や区立保育園・児童館・子ども家庭支援センターなどの施設で、様々な形での相談支援を行っています。 今後も、適切な相談体制の充実により、男女が仕事と家庭の調和を保ち活躍できる社会環境の実現に寄与していきます。

施策の方向：（１６）高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	評価 達成度	評価 総合	評価理由		
34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実	おとしより相談センター（地域包括支援センター）の拡充（再掲23） **おとしより保健福祉センター** 認知症家族支援プログラム **おとしより保健福祉センター** 認知症高齢者援護事業 **おとしより保健福祉センター** 地域ボランティア養成事業 **おとしより保健福祉センター** 介護実習普及センター運営 **おとしより保健福祉センター** 高齢者虐待専門相談室運営 **おとしより保健福祉センター**	・認知症家族支援プログラム延参加人数485人(男性：85人 女性：400人) ・介護予防サポーター養成講座6日間 実人数4人(男性0人、女性4人) 延参加人数23人(男性0人、女性23人) ・地域ボランティア（失語症会話パートナー、自助具ボランティア）養成講座10回　延参加者数91人 養成人数16人（男性2人、女性14人） ・介護実習普及センター運営　区民向け講座34回　延参加者数322人　（うち介護講座は、延参加者数280人　男性15人、女性265人）、事業者向け講座　11回、延参加者数523人 ・高齢者虐待防止専門電話1回線、研修2回	・認知症の理解と介護の方法を学ぶ講座を家族を対象に実施。講座を通じて、家族同士の交流を図ります。 ・地域で高齢者を支えるまちづくりとして、介護予防サポーターの養成を行いました。 ・自助具ボランティア養成講座では、比較的男性の参加が得られやすい自助具の作製を通した自助具の普及啓発を図る内容としています。 ・介護実習普及センター区民向け講座では、土曜日に介護講座を行うなど参加しやすさに配慮しています。 ・高齢者虐待相談を行いやすいように、対応職員の性別を配慮しました。	A	A	A	介護は地域社会全体で支えるという考えの下で事業を実施しています。平成26年度も、男性、女性の区別なく参加しやすい日程や内容で実施しました。	B+	高齢者や障がい者を地域で支え、介護者の負担を軽減し、家族の介護と社会活動の両立の一助となるよう事業を実施しています。今後も、特定の家族に負担が偏りがちである介護について、男女平等の視点から考えてもらえるよう取組を進めていきます。

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実	障がい者相談支援体制の拡充 **障がい者福祉課**	・相談支援事業所21か所 ・相談支援事業所実務担当者連絡会12回 ・サービス等利用計画達成率47.0%（23区平均45.5%） ・障がい者福祉センター相談件数：3,086件 ・緊急保護利用登録者：511名 延利用日数：1343日 延利用泊数1049泊 ・介護セミナー：62名参加	・26年度は新規に5か所の相談支援事業所を指定しました。 ・実務担当者会を毎月実施しました。 ・介護者向けの相談やセミナーを実施し、情報提供を行いました。 ・障がい者（児）が介護者の入院や冠婚葬祭、休養などで介護を受けることが困難になった場合、一時的に介護を行いました。	A	A	A	・相談支援事業所を増やし、サービス等利用計画の作成を一層進めました。 ・実務担当者会で情報交換等を行い相談支援のスキルアップにつながりました。 相談・セミナー・緊急保護の実施により介護者の負担を軽減し、家族の介護と社会活動の両立の一助として機能しています。特定の家族に負担が偏りがちである介護について、男女平等の視点から考えてもらえるよう、男女平等参画関係のチラシ類を、見やすい場所に掲示しました。	B+	**【前頁と同じ】** 高齢者や障がい者を地域で支え、介護者の負担を軽減し、家族の介護と社会活動の両立の一助となるよう事業を実施しています。今後も、特定の家族に負担が偏りがちである介護について、男女平等の視点から考えてもらえるよう取組を進めていきます。
		障がい者緊急保護施設の運営 **障がい者福祉課**								
		障がい者自立生活支援事業介護セミナー **障がい者福祉課**								
		福祉総合相談（再掲21） **福祉事務所**	年間相談件数 32,129件	福祉に関するあらゆる相談を受け付けています。	A	A	A	相談者の問題解決に寄与しています。		

課題１１ ： 男女がともに家庭生活を担うための支援

二次評価

B+

家事・育児・介護は女性の仕事だと思う潜在意識から抜けられずにいる女性もいることから、男女平等参画社会実現に向けた第一歩として、家庭生活において固定的役割分担意識の解消につながるセミナー等を実施しています。講座等による啓発は全体を通して、概ね順調に進められていて男女平等に対する意識改革に寄与することができました。

施策の方向：（１７）男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
35	意識啓発に向けた支援	男性の意識向上のための講座等の実施 **男女社会参画課**	・男女共同参画推進公開講座 参加者：66人 ・男性応援講座 参加者：13組（32人）	男女共同参画推進公開講座ではワーク・ライフ・バランスや夫婦間での家事や仕事のあり方などをテーマに実施しました。 男性応援講座では、男性が楽しんで育児参加できるような実践的な講座を実施しました。	A	A	A	固定的性別役割分担意識の解消の視点から、実践的かつ効果的な啓発活動を実施することができました。	B+	固定的性別役割分担意識の解消につながる講座を実施しています。特定の家族に負担が偏りがちである介護については、知識・理解を深めてもらうことなど、男女平等に対する意識改革に寄与しています。今後とも男女がともに家庭生活を担えるような取組を進めていきます。
		ライフステージに応じた実践的な講座等の実施 **男女社会参画課**								
		ロールモデルの発掘・活用 **男女社会参画課**								
		育児・介護休業制度の普及・啓発 **男女社会参画課**								
		障がい者自立生活支援事業介護セミナー（再掲34） **障がい者福祉課**	介護セミナー：62名参加	介護に関する理解や不安等を共有することで、男女問わず協力して介護に携わっていけるような機会を提供しています。	A	A	A	セミナーの開催にあたり、広く区民に情報が提供できるよう工夫しました。特定の家族に負担が偏りがちである介護について、知識・理解を深めてもらうことで、男女平等に対する意識改革に寄与できました。		

課題１２ ： 男女がともに地域活動に参画するための支援

二次評価
A

ボランティア活動や町会・自治会への参加、リサイクル活動、防災リーダーの養成をはじめとする防災活動組織への参加に関しては女性の参加者も多く、概ね順調に行われています。これらの活動について、今後は、参加される女性の中から、各団体・組織の中枢的役割を担う人材がより多く輩出されるような支援も検討していきます。

施策の方向：（１８）地域活動への参画促進

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	評価 達成度	評価 総合	評価理由		
36	地域活動への参画支援	町会連合会主催講演会及び各支部主催研修費補助 **地域振興課**	・町会連合会主催の講演会（641名参加）や、各支部主催の研修（5支部）に経費を補助 ・個人登録ボランティア706人中、女性464人（66%） ・町会連合会が作成した加入促進パンフレットの配布	・町会・自治会関係者を対象として、地域活動に関する講演会や、研修、施設見学会が実施されました。 ・女性が参加しやすい傾聴ボランティアの養成講座や、女子会としてひきこもりカフェを実施し、ボランティア参加の意識啓発をしました。 ・加入促進パンフレットを戸籍住民課や区民事務所の窓口で転入者等へ渡しています。	A	A	A	・研修会等への参加を通じて、地域活動を行う上での見聞を広めるとともに、参加者の交流や状交換が行われました。 ・個人登録ボランティアにおける女性人数は、25年度の410人から464人と向上しており、女性によるボランティア活動への参加が進んでいます。 ・板橋区で新たに住民となる方に、早い段階で町会・自治会活動の周知をしています。	A	ボランティアにおける女性人数は、25年度の410人から464人と向上しており、女性によるボランティア活動への参加が進んでいます。また、全防災リーダーに占める女性比率も43.3%であることから、「男女がともに地域活動に参画する」という基盤作りは順調に進んでいると言えます。
		ボランティア情報の提供 **地域振興課**								
		ＮＰＯボランティア活動の活性化、協働推進 **地域振興課**								
		町会・自治会への参加促進 **地域振興課**								
		リサイクル推進員 **清掃リサイクル課**	・リサイクル推進員564人(27.3.31現在)研修会各地域2回開催 ・生ごみからたい肥作り講習会5回実施 ・集団回収実施団体883団体(27.3.31現在)	・清掃・リサイクルに関する研修会を実施しました。 ・生ごみからたい肥づくり講習会を実施しました。 ・資源の集団回収を実施しました。	A	A	A	・地域のリサイクルリーダーであるリサイクル推進員に対し、情報提供・啓発を行いました。 ・冊子への掲載等により、集団回収活動への参加を促進しました。		
		環境美化・リサイクル活動を行う組織への参加促進 **清掃リサイクル課**								
		防災活動を行う組織への参画支援 **住民防災支援課**	26年度防災リーダー養成講習受講者:241人(男性163人、女性78人、女性比率32.4%) 全防災リーダー数:3,943人 女性防災リーダー数:1,708人 全防災リーダーに占める女性比率:43.3%	防災リーダー養成講習では、受講者に性別を問わずに求められる防災リーダーとしての役割を伝えるとともに、女性の視点を取り入れた防災対策（女性に必要な備蓄品など）についても意識して取り組みました。	A	A	A	全防災リーダーに占める女性比率が43.3%であることから、「男女がともに地域活動に参画する」という基盤作りは順調に進んでいると言えます。		
		男女平等参画の視点を取り入れた避難所の整備 【H25追加の取組】 **防災計画推進課**	避難所備蓄用として、化粧が落とせるウェットティッシュ127,920枚、保湿剤164本、尿もれパット6,972枚を購入しました。	女性や高齢者、児童等に配慮して策定された「備蓄最適化計画」に基づいた備蓄を進めています。	A	A	A	男女の差なく、災害時における一定レベルの避難所生活を送るための物資を新規購入しました。		

めざす姿４　男女の平等と人権が尊重される社会

二次評価：B+

課題13～18を板橋区におけるＤＶ防止基本計画と位置づけ、ＤＶ被害者支援に向けた取組を行っています。
普及・啓発においては、大学祭など人が集まる場を活用し、若い世代や幅広い年代層への情報提供を行っています。また、被害者支援についても、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係各課が連携して被害者の立場に立って行っています。
しかしながら、平成26年度実施の意識・実態調査において、ＤＶのいずれかの行為を受けたことがあると答えた人に相談の有無を尋ねたところ65.3%が「相談しなかった」と答えているところから、まだまだ被害の潜在化が想定されます。さらに、意識・実態調査では、ＤＶのいずれかの行為を受けたことがあるが相談しなかったと答えた人に理由を尋ねたところ、4.3%が「だれ（どこ）に相談してよいのかわからなかった」と答えています。前回の意識・実態調査より2.9ポイント低下しているとはいえ、まだまだ周知不足が想定されます。今後一層の普及・啓発を行い、必要な人に必要な情報が届くように努めます。
また、ＤＶは親から子どもへと世代から世代へ悪循環する傾向が指摘されていて、若年層に対するＤＶの予防啓発・教育は将来の加害者・被害者を出さないためにも重要なものと考えられます。今後は中高生など若年層に向けた取組を検討していく必要があります。
ＤＶ被害者の安全確保のための取組や自立に向けた支援などは、関係各課の連携により適切に行っています。今後も、個別事情に配慮し、利用者の意向を尊重した安全・安心な支援に努めます。
セクシュアル・ハラスメントについては、産業情報誌の活用により周知等に努めましたが、事業主へのセクシュアル・ハラスメント防止の働きかけについて、より一層の工夫と働きかけの強化を検討していきます。

課題１３ ： 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育

二次評価：B

区内５つの大学の大学祭や成人式を活用し、女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンをＰＲするなど、幅広い年齢層への普及・啓発を行っています。区立小中学校においても、人権教育の研修を通じ人権教育の充実に努めています。
しかしながら、若年層に対しての啓発・教育機会は十分とは言えず、将来の加害者・被害者を出さないためにも、中高生など若年層に向けたデートＤＶ予防教育などの啓発活動の検討が必要となっています。

施策の方向：（１９）女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
37	女性に対する暴力防止に関する普及・啓発	DV防止関係資料による情報提供 **男女社会参画課**	・女性に対する暴力をなくす運動の実施 ・ＤＶ防止セミナー参加者：17人 ・区内５大学祭出展/来場者：1,337人（２日間）/来場者：490人 成人式での啓発品の配布680個	・広報いたばし11/8号への啓発記事を掲載しました。 ・ＤＶ等、パートナーとの関係を題材にした即興劇を取り入れました。 ・若年層へのデートＤＶ防止啓発を中心に、啓発品の効果的な配布に力をいれました。	A	B	B+	・相談窓口周知を中心に実施しました。 ・セミナーの継続的な実施を通じて、啓発意識の醸成につながっています。周知の方法は今後も工夫していきます。・配布場所にあわせて啓発品を変える等工夫しました。	B+	大学祭や成人式などで多くの区民に啓発しています。残念ながら講座参加者が少ないことは課題です。今後も効果的な普及・啓発をめざして工夫していきます。
		セミナー等の実施 **男女社会参画課**								
		いたばしパープルリボンプロジェクト等戦略的なPR実施 **男女社会参画課**								
38	学校等と進める予防教育	区立小中学校における人権教育の充実 **指導室**	・人権教育にかかわる研修：４回 ・教育委員会訪問時の指導助言：54回	研修で「人権教育」の内容を設定し、都及び区の指導資料を用いて、人権教育の充実を図りました。	A	A	A	研修会で教職員の理解向上を図ることができました。訪問時の指導・助言で、取組の促進を図ることができました。	B	区立小中学校では人権教育の研修を通じ人権教育の充実に努めました。高校・大学との協働では、大学祭以外の新たな啓発方法について検討を行っていきます。
		高校・大学と協働した予防教育の検討・実施 **男女社会参画課**	区内５大学祭出展/来場者1,337人	大学祭への出展を中心に、若年層への啓発を行いました。出展に際しては有志学生の手伝いを積極的に依頼し、学生との協働を進めました。	B+	B	B	大学祭では新たに学生と協力して出展できた。大東文化大学での出前講座が実施できなくなったため、新たな啓発方法について検討が必要です。		

課題１４ ： DV被害者の立場に立った相談体制の構築

二次評価：B+

配偶者暴力相談支援センターを中心に関係各課が連携して被害者の立場に立った支援を行っています。相談数も増加しており、ＤＶ支援の中核として配偶者暴力支援センターの機能が充実してきていると言えます。しかしながら、意識・実態調査結果からは、被害の潜在化や相談場所等についての情報の周知不足が想定されました。今後とも、必要な人に情報が届き、適切な支援につながるよう、区民への啓発や周知に尽力します。

施策の方向：（２０）早期発見へ向けた仕組みづくり

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
39	通報に関する情報の周知	通報制度の周知 **男女社会参画課** 民生委員、医師会等関係機関との連携 **男女社会参画課**	ＤＶ連絡会開催 ＤＶ担当者会開催	各種会議で通報状況を報告し、事案について連携できることを確認しました。	B+	B	B+	通報受付時には通報者への助言とともに、早期支援へ繋がる方策を協議し、対応することができました。	B+	早期発見と対応のため連携しています。引き続き制度周知を実施していきます。

施策の方向：（２１）DV相談体制の強化・充実

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
40	相談に関する情報の周知	多様な媒体を活用した相談窓口の周知 **男女社会参画課**	相談電話番号の新設、板橋区こころと生活の相談窓口、子育て情報ブック　他	・他課作成の相談案内への掲載 ・相談件数の増加に伴う相談専用電話の設置とＰＲ	A	A	A	多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、相談件数の大幅な増加を勘案して、新たな相談専用電話を開設しました。	B+	専門電話設置とＰＲ等により相談しやすい窓口づくりを行っています。今後も、必要な人へ必要な情報が届くよう周知していきます。
41	配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置	DVに関する専門相談 **福祉事務所**	年間相談件数 1,101件	相談を受け、被害者の安全確保、生活支援を行っています。	A	A	A	ＤＶ被害者の救済に寄与しています。	A	関係各課との連携により、ＤＶ支援の中核として配偶者暴力支援センターの機能が充実してきています。今後も被害者の立場に立った支援に努めていきます。
		DVに関する専門相談 **男女社会参画課**	・ＤＶ専門相談 176件 ・総合相談におけるＤＶ相談 273件	ＤＶ専門相談や福祉事務所における緊急対応のみならず、認知症や虐待等による対応が必要ないか等、相談者の状況を勘案し、被害者の立場に立った支援ができるよう業務に取り組みました。	A	A	A	ＤＶ施策の中核を担う配暴センターとして、総合的に支援を行う体制づくりを進めてきました。		
		福祉事務所等との連携強化 **男女社会参画課**								
		「高齢者虐待防止窓口」、「障がい者虐待防止窓口」等との連携 【H25追加の取組】 **男女社会参画課**								

課題１５ ： 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援

二次評価：B+

定期的に関係機関を交えた会議を開催するなど、緊急時の連携に向けた体制作りを行い、ＤＶ被害者の安全確保のための取組を行っています。今後も、個別事情に配慮し、利用者の意向を尊重した安全・安心な支援に努めます。

施策の方向：（２２）DV被害者の一時保護

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
42	緊急時の保護体制整備	母子緊急一時保護事業 **子ども政策課**	一時保護世帯数[21件、人数30人、利用日数108日　、延べ日数166日]	夫等からの暴力等により緊急に保護を必要とする場合に、区内の母子支援施設に一時的に保護しています。相談から保護に至るまで、個別の事情に配慮しながら、利用者の安全確保や自立に向けた適切な支援をすることができました。	B+	B+	B+	個別の事情に配慮しながら適切な支援ができています。関係機関と連携し、利用者の安全・安心を最優先に利用者の意向を尊重した支援を行うことができました。	B+	個別の事情に配慮しながら、警察や都女性センター等と連携を行い、適切な支援を行っています。今後も、加害者の追跡が及ばないよう、ＤＶ被害者の安全確保のための取組をしっかりと継続していきます。
		母子緊急一時保護事業 **福祉事務所** DV被害者保護 **福祉事務所** 警察との連携強化 **福祉事務所** 都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携 **福祉事務所**	・母子緊急一時保護21件、利用日数108日、延べ日数166日） ・ＤＶ被害者保護年間保護件数88件 ・警察との連携強化ＤＶ連絡会出席年２回 ・都配暴センターとの連携 都女性相談センター利用件数　38件	ＤＶ被害者の安全確保、生活安定のため、緊急一時保護施設・都婦人相談センター（都配暴センター）への入所・生活保護等生活支援、各種手続きの援助を警察と連携して、実施しています。	A	A	A	ＤＶ被害者の救済に寄与しています。		
		都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携 **男女社会参画課**	・都配暴センター会議１回 ・ＤＶ関係機関打合せ〔裁判所〕１回 ・区ＤＶ連絡会への都配暴センター出席１回	都主催、裁判所主催、区主催の会議において、情報・課題の共有を実施しました。	A	A	A	都配暴センターとの連携も強化され、安全な被害者支援体制づくりにつながりました。		

課題１６ ： DV被害者が自立するための支援

二次評価：**B+**

ＤＶ連絡会や担当者会での情報共有により、関係機関や庁内各課の連携のとれた支援体制の強化が図られています。ＤＶ被害者の個々の状況に応じた生活支援のため、各所管課が連携を図りながら適切な手続き・情報提供を行っています。ＤＶと関連の深い児童虐待についても、配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所と子ども家庭支援センターとの連携により子どもの状況に応じた支援が行われています。今後も、関係各課・関係機関の連携により、被害者の状況に応じた自立に向けて取り組みます。

施策の方向：（２３）自立生活再建のための支援体制

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
43	庁内各種手続きの円滑化	DV相談共通シートの作成に向けた検討 **男女社会参画課**	・ＤＶ担当者連絡会２回 ・ＤＶ関係者連絡会２回	「手続きシート」の活用に加え、被害者情報の取扱いについて課題の認識・情報の共有化を実施しました。	A	A	A	連絡会議等の活用により、各課が有する被害者支援に関わる問題提起・課題の認識・情報等の共有が図れました。	A	ＤＶ相談共通シートの活用や、連絡会議の連携により円滑な手続きを行っています。
44	被害者等に関わる情報の保護	住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるための取組 **男女社会参画課**	・ＤＶ担当者連絡会２回 ・ＤＶ関係者連絡会２回	被害者情報の取扱いについて、事例案件を基に課題の認識・情報の共有、解決策の検討を実施しました。	A	A	A	全庁的な周知が必要な案件については、連絡会内での共有のみならず、庁内に向けて注意喚起の文章を発信する等、情報保護に関する働きかけを実施しました。	B+	連絡会での情報共有のほか、庁内に注意喚起の文章を発信するなど、被害者の情報保護の徹底に努めています。

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	評価 達成度	評価 総合	評価理由		
45	生活再建に向けた支援	生活の支援 **福祉事務所** 就労に向けた支援 **福祉事務所** 連携会議 **福祉事務所**	［生活支援］ 「就労支援］ 生活保護適用件数 60件 ［連携会議］ ＤＶ連絡会出席年２回	生活保護適用・福祉資金利用等の案内、母子の自立を図るため就労支援を行っています。ＤＶ連絡会議に参加し、警察との情報共有・連携を図っています。	A	A	A	ＤＶ被害者の救済に寄与しています。	B+	ＤＶ被害者の生活再建のため、生活保護、国保・年金や就学・保育の支援などが適切に行われています。 今後も、関係各課が連携を図りながら、被害者の個別事情に則した支援を行っていきます。
		就労に向けた支援 **男女社会参画課** 被害者支援マニュアル **男女社会参画課** 連携会議 **男女社会参画課**	・各種相談業務（相談員は産業カウンセラー） ・再就職支援セミナー ・ＤＶ担当者会議２回	再就職支援セミナーに「福祉枠」を設定し福祉事務所と連携して支援を実施しました。 専門相談において生活再建に役立つ助言・情報提供を行いました。 ・連携会議を開催し、具体的案件について検討・共有を行いました。	A	B+	B+	相談業務のレベルアップや連携会議の活性化等により、支援体制は着実に進みました。再就職支援セミナーの「福祉枠」における福祉事務所との連携については、今後、検討・調整をしていきます。		
		就労に向けた支援 **産業振興課**	・いたばし若者サポートステーション ・キャリア・カウンセリング：年99回実施 ・若年者向け就職支援セミナー（39歳以下男女対象）：年3回 ・女性再就職支援セミナー（女性対象）：年1回 ・就職面接会：年3回	若年者に対しては、・いたばしサポステ事業、キャリア・カウンセリングでの相談、若年者向け就職支援セミナー、男女社会参画課共催の再就職支援セミナー、就職面接会等、相談から就職まで一貫した支援ができるよう、施策を行っていま	A	A	A	キャリア・カウンセリング及び女性再就職支援セミナーにおいて男女社会参画を進めるための工夫があった点、総じて事業参加者が増加した点から寄与度・達成度ともにAとしました。		
		住宅確保に向けた支援 **住宅政策課**	・都営住宅募集：年間４～６回 ・区営住宅募集：年１回	都営住宅等の情報提供及び応募方法を案内しました。	A	A	A	福祉事務所や男女平等推進センターと情報交換や連携をして支援ができました。		
		国保・年金制度による適切な情報提供 **国保年金課**	DV被害に関する公的証明書による国保加入相談件数：年間15件	一般区民との区別はしていませんが、応対面でプライバシー等の配慮をしています。	A	A	A	応対等適切な対応ができました。		
		就学の支援 **学務課**	受付件数　57件　就学した児童・生徒数70人	義務教育の学齢児童・生徒について、住民登録の有無にかかわらず状況に応じ、学校への就学を行っています。	B+	B+	B+	入学後、経済的支援として就学援助制度について案内をしました。関係機関と連絡を密にし、児童・生徒の保護を最優先に就学の支援事務を行っています。		
		保育の支援 **保育サービス課**	統計なし	保育園に通う子どもの家庭でＤＶ被害があったことを確認したときは、関連部署や児童相談所等と家庭状況等の情報交換を行いました。	A	A	A	ＤＶ被害を受けた親やその児童には、園長をはじめ職員全員が丁寧な対応に努めています。 保護者に対しては、育児に関する指導やアドバイスを適時的確に行えるよう努めました。		

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
46	子どもへの継続的な支援	要保護児童対策地域協議会 **子ども家庭支援センター** 児童虐待防止ケアシステム研修会 **子ども家庭支援センター** 虐待防止支援訪問 **子ども家庭支援センター** 見守りサポート事業 **子ども家庭支援センター**	・要保護児童対策地域協議会（代表者会議１回／年、実務者会議18回／年、個別ケース会議552回／年）・見守りサポート事業（12回／年）・ケアシステム研修会（２回／年）	要保護児童対策地域協議会では、関係機関との情報共有、支援の方向性の確認を行い、DV被害者と児童虐待の関係性の中でより連携を深めました。また、児童虐待ケアシステム研修会で、関係機関の相談対応力の強化を図りました。 虐待防止支援訪問では、虐待の予防、悪化の防止のために家庭訪問を実施しサービス調整等の支援を行いました。併せて、見守りサポート事業として児童相談所と連携し、総合的に支援を実施しています。	B+	B+	B+	要保護児童対策地域協議会において、要支援児童に関わる各機関が連携し支援を続けています。また、虐待を未然に防止するため、家庭訪問や児童相談所と連携した見守りサポート事業を実施し、支援の必要な児童に対して継続的に支援を行いました。なお、支援に係る職員に対して研修を実施し、虐待の早期発見や相談対応能力を強化しました。	B+	ＤＶと児童虐待の関係性の中で、配偶者暴力相談支援センター等と子ども家庭支援センターの連携を密に行い、子どもへの支援をしています。今後も子どもの状態に応じた適切な取組を継続していきます。

課題１７ ： 関係機関等との連携推進

二次評価：**B+**

関係各課・関係機関との連携のもと、ＤＶ被害者の安全確保や地域における継続的な自立支援を行っています。ＤＶ被害者は、一人ひとりの個性も生活・状況も異なるため、保護や生活再建のためのネットワークが大切であり、今後も一層の協力・連携を進め、支援体制の充実を図っていきます。
今後は、ＮＰＯ等民間団体との連携についても検討するなど、多様な関係機関との連携協力を進めます。

施策の方向：（２４）関係機関等との連携推進

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進	DV担当者連絡会の充実 **男女社会参画課** 東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携 **男女社会参画課** 警察、医師会等関係機関との連携 **男女社会参画課** NPO等民間団体との連携 **男女社会参画課**	・都配暴センター会議１回 ・ＤＶ関係機関打合せ〔裁判所〕１回 ・区ＤＶ連絡会への都配暴センター出席１回 ・要保護児童対策地域協議会（代表者会議）１回	担当者会では実務的な内容の検討、関係機関連絡会では、各機関における課題の情報共有など支援の段階よって異なる検討内容について重層的に実施しました。また、医師会においては、早期発見に向けて連携を進めています。	A	B+	B+	社会情勢や国・都の状況、各職場における実情を勘案しながら、常に現状に応じた会議運営等により、連携を進めることができました。平成26年度のDV連絡会から北児童相談所の出席も得られ、連携が拡大しました。しかし、民間団体との連携に課題が残りました。	B+	配偶者暴力相談支援センターを始めとした関係各課と関係機関との連携のもと、ＤＶ被害者の安全確保や地域における継続的な自立支援を行っています。今後も一層の協力・連携を推進していきます。
		東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携 **福祉事務所** 警察、医師会等関係機関との連携 **福祉事務所** NPO等民間団体との連携 **福祉事務所** 母子緊急一時保護事業（再掲42） **福祉事務所**	都女性センター利用件数　38件 ＤＶ連絡会出席年２回 母子緊急一時保護21件、利用日数108日、延べ日数166日	関係機関との連携を図り、ＤＶ被害者支援を進めています。	A	A	A	ＤＶ被害者の救済に寄与しています。		

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進	母子緊急一時保護事業（再掲42） **子ども政策課**	一時保護世帯数[21件、人数30人、利用日数108日　、延べ日数166日]	夫等からの暴力等により緊急に保護を必要とする場合に、区内の母子支援施設に一時的に保護しています。相談から保護に至るまで、個別の事情に配慮しながら、利用者の安全確保や自立に向けた適切な支援をすることができました。	B+	B+	B+	個別の事情に配慮しながら適切な支援ができています。関係機関と連携し、利用者の安全・安心を最優先に利用者の意向を尊重した支援を行うことができました。	B+	**【前頁と同じ】** 配偶者暴力相談支援センターを始めとした関係各課と関係機関との連携のもと、ＤＶ被害者の安全確保や地域における継続的な自立支援を行っています。今後も一層の協力・連携を推進していきます。
		要保護児童対策地域協議会（再掲46） **子ども家庭支援センター**	・要保護児童対策地域協議会（代表者会議：年１回、実務者会議：年18回、個別ケース会議：年552回） ・見守りサポート事業：年12回 ・ケアシステム研修会：年２回	児童福祉法第25条の２の規定により、要保護・要支援児童、特定妊婦の早期発見、支援の充実、関係機関の連携強化を図っています。	A	A	A	DV被害のあった児童を含めた、要保護・要支援児童、特定妊婦を対象に要保護児童対策地域協議会の実務者会議を地区別で行い、支援に関わる担当職員が顔の見える関係の中で情報交換、役割確認を行うことができました。		

課題１８ ：人材育成の推進

二次評価：**A**

専門的な機関を活用しながら、年間を通じ相談員の資質向上を図っています。今後も、配偶者暴力相談支援センターとして相談に関わる人材の研修等を実施し、被害者対応の向上をめざします。

施策の方向：（２５）相談等に関わる人材の育成

二次評価

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
48	研修等の充実	専門研修等 **男女社会参画課** 二次被害防止のための研修 **男女社会参画課** 相談員の精神的ケアへの対応 **男女社会参画課** 研修等資料の提供 **男女社会参画課**	・ＤＶ関係機関連絡会「都ウィメンズプラザ講師による講義」 ・相談員向け「高齢ＤＶ被害者支援研修」	専門的な分野については、都主催の相談員研修を活用しました。 また、関係者が集まる連絡会の場を利用して出前講座による「ＤＶ被害者支援の留意点」を実施し、課題の共有を行いました。	A	A	A	専門機関を活用して相談員のレベルアップを図るとともに、関係機関に向けた研修を実施する等、配暴センターとして被害者支援に向けた取組を進めました。	A	都主催の相談員研修など専門機関を活用して相談員のレベルアップを図っています。今後も相談に関わる人材育成のため研修等の充実を図ります。

課題１９ ： 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応

二次評価：**B**

男女がともに互いの個性と人権を尊重しながら生きていける社会をつくるためには、ＤＶ以外にも、個人の尊厳を侵害するあらゆる人権侵害や暴力行為の撲滅をめざす必要があります。セクシュアル・ハラスメントについては、産業情報誌の活用により予防・防止の啓発に努めました。ＤＶ以外の性犯罪等暴力予防に向けた意識啓発についても効果的な取組を検討していきます。

施策の方向：（２６）性別等に基づく人権侵害の防止

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況 実績（数値など具体的な実績）	平成26年度実施状況 取組の実施方法	平成26年度一次評価 評価 寄与度	達成度	総合	評価理由	二次評価	
49	セクシュアル・ハラスメントの防止	セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発 **男女社会参画課** マタニティハラスメント防止に向けた啓発 【H25追加の取組】 **男女社会参画課**	関連図書の新規購入（4冊） 『予防・解決　職場のパワハラ　セクハラ　メンタルヘルス』等 ・『働く女性とマタニティ・ハラスメント』等	様々なハラスメントに関する図書を新規購入し、男女平等推進センターの所蔵に追加しました。	B	B	B	今年度は情報誌等への掲載はできず、貸出用図書の購入という取組にとどまりました。	B−	産業振興公社では、啓発記事による周知を行うことができましたが、区では男女平等推進センターでの啓発図書による情報提供に留まりました。

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	達成度	総合	評価理由		
49	セクシュアル・ハラスメントの防止	セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発 **産業振興課** **（公財）産業振興公社**	公社発行の「いたばし産業News」への記事掲載。	「いたばし産業News」にてセクハラ防止に向けた啓発記事を掲載しました。	B	B	B	今年度は「産連ニュース」への記事掲載はありませんでしたが、公社発行の「いたばし産業News」にて啓発記事を掲載しました。「いたばし産業News」は新聞折り込みで区内に配付しているため、より広く周知することができました。	B−	**【前頁と同じ】** 産業振興公社では、啓発記事による周知を行うことができましたが、区では男女平等推進センターでの啓発図書による情報提供に留まりました。
50	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発	人権尊重に関する意識啓発の推進 **男女社会参画課** 性犯罪等の防止に向けた警察や区内交通機関等との連携 **男女社会参画課**	社会的な意味合いを持つ「キャンペーンリボン」の啓発用パネルを作成	パープルリボンをはじめ様々な色のリボンとその意味を明記したパネルを作成し、期を捉えて様々な人権侵害等防止に向けた啓発を行いました。	A	A	A	ＤＶのみならず児童虐待、エイズ等、様々な意味合いをもつリボンの活用により、効果的に人権尊重に係る啓発を実施できました。	B+	キャンペーンリボンのパネル作成により、ＤＶ・虐待・エイズなど様々な人権侵害について啓発できました。今後も、多くの区民に対し効果的な意識啓発を図ります。

施策の方向：（２７）メディアへの対応

取組		取組の内容、方策、事業など	平成26年度実施状況		平成26年度一次評価				二次評価	
			実績（数値など具体的な実績）	取組の実施方法	評価 寄与度	達成度	総合	評価理由		
51	メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーに関する普及・啓発 **男女社会参画課**	・区民まつり ２日間（ ［来場者数490人］ ・大学祭での意識啓発活動 ［５大学：来場者1,337人］	固定的性別役割分担意識に向け、区民まつりや大学祭など多くの区民等が集まる場においてパネルを用いて広くＰＲを行いました。 また区職員向け情報誌を活用し、職員の意識啓発にも取り組みました。	A	A	A	例年どおり広く区民等に向けた啓発活動を実施できました。加えて、区の情報発信の担い手である職員のメディア・リテラシー向上にも取り組むことができました。	B+	区職員向け情報誌に掲載することで、区の情報発信の担い手である職員の意識啓発に取り組みました。

7　計画を推進するための仕組み

行動計画を実効性のあるものとしていくため、ＰＤＣＡサイクルにより計画事業の適切な進行管理を行うとともに、板橋区における「自己点検」の体制の充実を図り、職員一人ひとりが率先して男女平等を推進していくための仕組みを構築し、併せて特定事業主行動計画を着実に進め、区内事業所のモデルとしての役割を果たしていくこととしています。

方策1　計画の推進体制の充実

■計画の着実な推進

［進行管理と評価］

各年度における事業の実施状況及び進捗状況を把握・点検します。	「平成２６年度実施状況と評価」（10～36ページ）参照
各事業が計画における目標（めざす姿）の達成及び課題の解決に向け、どのような効果があったか検証します。	
「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」や「板橋区区民満足度調査」における意識や満足度等を成果指標とし、可能な限り中間年における効果測定を行います。	「めざす姿ごとの成果指標一覧」（39～41ページ）参照

［推進体制の整備］

区の審議会における女性委員比率の向上など、第四次行動計画における重点項目に全庁的に取り組む体制を構築します。	「平成２６年度実施状況と評価」の取組１１（13ページ）参照
ワーク・ライフ・バランスの推進やＤＶ被害者支援など第四次行動計画の重点的な取組に向けて関係各課の連携体制の充実を図ります。	・ワーク・ライフ・バランスについては、「平成２６年度実施状況と評価」の取組３０（23～24ページ）のとおり、『いたばし good balance 会社賞』の実施において、産業振興課と効果的な連携体制を構築しました。 ・ＤＶ被害者支援については、「平成２６年度実施状況と評価」の取組８（12ページ）及び行動計画に内包されている「板橋区ＤＶ防止基本計画（課題１３～１８）」に基づき、関係各課・関係機関との連携体制の充実を図りました。
区民、関係機関との連携進めます。	「平成２６年度実施状況と評価」の取組２（10ページ）、取組４（11ページ）及び、取組３７、３８（30ページ）において、区内大学と連携した普及・啓発を実施しました。

方策2　板橋区における男女平等参画の推進

<table>
<tr><td colspan="3">事業等のチェック</td><td colspan="2">①計画策定や新規事業の企画等について</td><td rowspan="6">「板橋区における男女平等の推進」（42～44ページ）参照</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">②イベントや会議の開催において</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">③広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信において</td></tr>
<tr><td colspan="3">区職員の意識改革</td><td colspan="2">①職員研修の充実</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">②女性管理職、係長職員増加に向けた取組</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">③職務分担の男女平等推進</td></tr>
<tr><td rowspan="8">板橋区特定事業主行動計画の着実な推進</td><td rowspan="8">仕事と子育ての両立のために</td><td rowspan="4">子育て支援</td><td>①３歳に満たない子を養育している男性職員について、育児休業、部分休業、出産支援休暇、育児参加休暇または連続５日以上の休暇取得を４０％以上</td><td rowspan="8">「板橋区特定事業主行動計画の着実な推進」（45ページ）参照</td></tr>
<tr><td>②そのうち、育児休業の取得率を１０％以上</td></tr>
<tr><td>③３歳に満たない子を養育している女性職員について、育児休業、部分休業、または育児短時間勤務の取得率を１００％以上</td></tr>
<tr><td>④小学校就学前の子どもがいる職員について、厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間（３６０時間）を超える職員数を５名以内</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ワーク・ライフ・バランス</td><td>①厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間(３６０時間)を超える職員数を２０名以内</td></tr>
<tr><td>②年次有給休暇の取得率（繰越分は含まない）を８５％以上</td></tr>
<tr><td>③週休日の振替率（４時間超えの勤務）を１００％</td></tr>
</table>

７－１　めざす姿ごとの成果指標一覧

指標		現状値（直近値）	２３年度	２４年度	２５年度	**２６年度**	２７年度	計画期間中の目標値（設定根拠）
１「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会	男女平等推進センタースクエアー・Ｉ（あい）を知らない区民の割合（板橋区区民満足度調査）	45.8% 平成21年度	※1	※1	※1	82.3% 平成26年度 ※1	―	15.7% （同調査における地域センター・集会室の割合）
	男女平等参画基本条例の認知度（板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	6.6% 平成16年度	―	―	―	19.5% 平成26年度	―	50%以上 （女子差別撤廃条約という用語の認知度第３次男女共同参画基本計画成果目標）
	男女平等推進センタースクエアー・Ｉ（あい）利用者数	17,080人 平成21年度	14,977人 平成23年度	15,598人 平成24年度	13,572人 平成25年度	13,027人 平成26年度		20,000人
	区の審議会における女性委員の比率	28.8% 平成22年度	30.7% 平成23年度	28.9% 平成24年度	29.6% 平成25年度	30.5% 平成26年度		40% （板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標）
	学校教育の場で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合（板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	65.5% 平成21年度	―	―	―	58.6% 平成26年度	―	68.1%以上 （平成21年度男女共同参画社会に関する世論調査：内閣府の数値以上）
２生涯を通して男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会	職場で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合（板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	19.1% 平成21年度	―	―	―	19.7% 平成26年度	―	50.0% （板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標）
	障がい者が仕事や地域活動に参加できると感じる区民の割合（板橋区区民満足度調査）	10.4% 平成21年度	10.2% 平成23年度	―	8.4% 平成25年度	―	15.2% 平成27年度	50.0% （板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標）
	高齢者が仕事や地域活動に参加できると感じる区民の割合（板橋区区民満足度調査）	17.3% 平成21年度	16.6% 平成23年度	―	18.1% 平成25年度	―	22.5% 平成27年度	50.0% （板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標）
	健康づくりに取り組みやすいと感じる区民の割合（板橋区区民満足度調査）	30.1% 平成21年度	35.6% 平成23年度	―	35.8% 平成25年度	―	33.5% 平成27年度	56.0% （板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標）

指標		現状値（直近値）	２３年度	２４年度	２５年度	**２６年度**	２７年度	計画期間中の目標値（設定根拠）
３男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉と内容の認知度（板橋区男女平等に関する意識・実態調査【事業所】）	19.6% 平成21年度	―	―	―	23.2% 平成26年度	―	50.0%以上 （仕事と生活の調和という用語の認知度：第３次男女共同参画基本計画による成果目標）
	生活の優先度で希望と現実が一致している人の割合 ①「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人のうち、現実に優先している人の割合 ②「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい人のうち、現実に優先している人の割合 ③「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したい人のうち、現実に優先している人の割合 （板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	① 48.7% ② 25.8% ③ 19.2% 平成21年度	―	―	―	① 23.1% ② 13.8% ③ 15.8% 平成26年度	―	増やす
	ワーク・ライフ・バランス認定事業者数	―	―	２社	３社	３社		５社 （１年×１社）
	一般事業主行動計画を策定している事業所の割合（板橋区男女平等に関する意識・実態調査【事業所】）	5.1% 平成21年度	―	―	―	5.8% 平成26年度	―	次世代育成支援対策推進法に基づき、 １０１人以上の事業所は１００%をめざす。 １００人以下の事業所は増やすことをめざす
	保育園の待機児数	461人 平成22年 4月１日現在	342人 平成24年 4月１日現在	417人 平成25年 4月1日現在	515人 平成26年 4月1日現在	378人 平成27年 4月1日現在		０人
	男性が一日あたりに家事・育児に携わる時間数（板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	30分未満が最多 平成21年度	―	―	―	30分未満が最多 平成26年度	―	２時間30分 （育児・家事関連時間：第３次男女共同参画基本計画成果目標）
	地域社会活動が活発で参加しやすいと感じる区民の割合（板橋区区民満足度調査）	12.3% 平成21年度	12.3% 平成23年度	―	18.8% 平成25年度	―	18.8% 平成27年度	50.0% （板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標）
	男女が平等に社会生活に参加することができると感じる区民の割合（板橋区区民満足度調査）	22.9% 平成21年度	22.4% 平成23年度	―	18.5% 平成25年度	―	18.8% 平成27年度	50.0% （板橋区基本計画平成18年度～27年度の成果指標）

指標		現状値（直近値）	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度	計画期間中の目標値（設定根拠）
4男女の平等と人権が尊重される社会	配偶者からなぐったりけったりなどの身体に対する暴力行為を受けた経験がある人の割合（板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	12.9% 平成21年度	―	―	―	13.9% 平成26年度	―	なくす
	誰（どこ）に相談してよいかわからなかった人の割合（板橋区男女平等に関する意識・実態調査【区民】）	7.2% 平成21年度	―	―	―	4.3% 平成21年度	―	なくす

※１「男女平等推進センター　スクエアー・Ｉ（あい）を知らない区民の割合（板橋区区民満足度調査）」は、平成２３年度板橋区区民意識意向調査（区民満足度調査から改称）の実施にあたり、調査項目を精査した際に「施設の利用度・満足度」の設問が削除されたため、平成２６年度の数値は、同年度実施の「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」において把握しました。

7－2　板橋区における男女平等参画の推進

条例の基本理念に則り、板橋区が率先して男女平等参画を推進していくとともに、区内事業所のモデルとして特定事業主行動計画を着実に進めていくために、区役所における男女平等参画の推進状況について「男女平等に対する配慮度の点検シート」を用いて「自己点検」を行いました。

（1）事業等のチェック

全庁・全施策を対象に、施策の企画・立案・実施などの各段階において、第四次行動計画を踏まえて「男女平等参画の視点」が反映されているかを下記の項目の①～③により点検しました。

①計画策定や新規事業の企画等において

（チェックの視点）

・計画、事業の対象となる区民及びその現状を男女別に把握したか

・企画、立案、実施の際、女性と男性双方の意見を聞いたか、また、双方が参加したか

・事業の方向性を男女平等参画に配慮したか　など

②イベントや会議の開催において

（チェックの視点）

・事業の対象となる区民及びその現状を男女別に把握したか

・企画、立案、実施の際、女性と男性双方の意見を聞いたか

・女性、男性双方にとって利用しやすいような配慮をしたか　など

③広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信において

（チェックの視点）

・性別による差別や固定的役割分担意識を助長するような表現になっていないかなど

また、男女平等参画審議会から、第三次行動計画の実施評価以降「実施事業結果に関する男女別の経年変化が把握できるデータの収集の蓄積」の必要性が提言されているため、データの有無について調査（④）を行いました。

●調査結果

［71の所属のうち、①～④に回答：39　／　③のみ回答：32］　　※（　）は昨年度の結果

項目内容		している	していない	どちらにも該当しない
①	計画策定や事業の企画、立案、実施の際、女性と男性双方（区民または職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が計画や事業に盛り込まれるようにしたか。	３６ （３０）	０ （０）	３ （１）
	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にしたか。	２８ （２３）	０ （０）	１１ （８）

項目内容		している	していない	どちらにも該当しない
②	女性・男性双方が参加・利用しやすくなるよう工夫したか。	３０ （２５）	０ （１）	９ （５）
③	広報、パンフレット、ホームページ等を活用した区民への情報発信等において、性別による差別や男の役割・女の役割等、固定的役割分担意識を助長するような表現（文章・イラスト）や対応にならないよう配慮したか。	５８ （６３）	０ （０）	１３ （８）
④	事業等を評価するために必要な男女別の実績データが存在するか。	(存在する) 23 （２３）	(存在しない) １２ （５）	４ （３）

［注］窓口業務等「男女平等参画の浸透状況」を測る事業に該当がない所管課においては「③」の区民への情報発信における配慮についてのみ点検を行いました。

●男女平等参画推進本部による評価と今後の方向

区の計画策定や事業について、企画・立案・実施の各段階で女性と男女双方の意見を聞き、男女の視点を盛り込んでおり、内容も固定的性別役割分担意識にとらわれず実施されています。

区民参加に関しては、男女の役割を決めつけず、男女双方が参加・利用しやすいように工夫されています。

また、広報活動や情報発信においても、固定的性別役割分担意識を助長するような表現をしない配慮がされています。

男女別データについては、性別による差別をしないという観点から、不必要な性別表記は行いませんが、男女平等の推進に寄与するものについては、必要に応じてデータを収集していきます。

今後も引き続き職員の意識啓発を行い、区の事業に「男女平等参画の視点」が反映されるよう職員に対する条例の理解と意識啓発を推めていきます。

（２）区職員の意識改革チェック

「男女平等参画の視点」から職員の意識改革や職場環境の点検を進めていくために、区役所における男女平等参画の推進状況について「自己点検」を行いました。

① 職員研修の充実

② 女性管理職、係長職員増加に向けた取組

③ 職務分担の男女平等推進

④及び⑤ 第四次行動計画では、「計画の推進体制の充実」を図るために区の審議会等における女性委員の委員比率の向上など第四次行動計画における重点項目に全庁的に取り組む体制を構築するとされています。④及び⑤により、取組状況について調査を行いました。

●調査結果

［調査該当所属数：７１］　　※（　）は昨年度の結果

項目内容		している	していない	どちらにも該当しない
①	セクシュアル・ハラスメント等の防止など人権侵害や不快な状況を起こさないための取組をしているか。	６８（７０）	２（１）	１（０）
②	女性管理職・係長職員の増加に向けた取組をしているか。	５９（６５）	３（４）	９（２）
③	男性が主要な業務を行い、女性が補助的な業務を行うような慣行的役割分担とならないようにしているか。	６７（６８）	０（０）	４（３）
④	審議会等の付属機関に積極的に女性区民を登用しているか。	２６（２２）	３（４）	４２（４５）
⑤	男女の参画が偏っている場合には、区民や団体等に向けて積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推奨しているか。	１３（１０）	７（８）	５１（５３）

●男女平等参画推進本部による評価と今後の方向

セクシュアル・ハラスメント等の各種ハラスメントや人権侵害の防止については、人事課の職員研修や男女社会参画課による啓発の効果もあり、殆どの課において取組が行われています。問題が生じていなくても日頃からの意識が大切ですので、今後も研修や職員向けの推進ニュースなどで啓発を続けていきます。

管理職・係長職については、男女を問わず受験率の向上が課題となっているため、さらに昇任意欲の醸成等に注力していく必要があります。

職務分担に関しては、全課において、男女の性差によって、業務が差別的に割り振られていないという結果になりました。

また、審議会等については、女性委員が半数を超えている会議体がある一方で、登用が進んでいないものも見られます。団体からの推薦や、専門性を要するといった事情もありますが、慣例によるケースなど合理的な理由が乏しい場合には、女性の登用の社会的意義について理解を促し、積極的に登用を働きかけていきます。

7－3　板橋区特定事業主行動計画の着実な推進

条例の基本理念に則り、板橋区が率先して男女平等参画を推進していくとともに、区内事業所のモデルとして特定事業主行動計画を着実に進めます。

・仕事と子育ての両立のために（子育て支援）

目標値（第２期板橋区特定事業主行動計画による）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①３歳に満たない子を養育している男性職員について、育児休業、部分休業、出産支援休暇、育児参加休暇または連続５日以上の休暇取得率を40%以上	48.67%	68.18%	58.49%	71.15%	62.58%
②そのうち、育児休業の取得率を10%以上	6.19%	6.06%	6.92%	7.05%	7.98%
③３歳に満たない子を養育している女性職員のうち取得希望者について、育児休業、部分休業または育児短時間勤務の取得率を100%	100%	100%	100%	100%	100%
④小学校就学前の子どもがいる職員について、厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間（360時間）を超える職員数を５名以内	20名	32名	24名	17名	15名

・仕事と生活の調和のために（ワーク・ライフ・バランス）

目標値（第２期板橋区特定事業主行動計画による）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①厚生労働省指針が定める超過勤務上限目安時間（360時間）を超える職員数を20名以内	121名	107名	92名	74名	117名
②年次有給休暇の取得率（繰越分は含まない）を85%以上	75.0%	73.0%	73.8%	72.3%	69.3%
③週休日の振替率（４時間超の勤務）を100%	91.5%	93.6%	95.3%	92.3%	90.3%

２．参考資料

委員会・審議会等における女性の参画状況

（平成27年4月1日現在）

資料　1

Ⅰ行政委員会（地方自治法第180条の５）

名称	委員数	女性委員	割合(%)	根拠法		
教育委員会	5	1	20.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		
選挙管理委員会	4	0	0.0	地方自治法第181条		
監査委員	4	1	25.0	地方自治法第195条		
農業委員会	12	0	0.0	農業委員会等に関する法律		
Ⅰ合計	25	2	8.0	委員会数	女性を含む委員会数	左の割合(%)
				4	2	50.0

Ⅱ付属機関

法律・条例により設置されているもの（地方自治法202条の３）

名称	委員数	女性委員	割合(%)	根拠法		
板橋区長期基本計画審議会	31	10	32.3	板橋区長期基本計画審議会条例		
板橋区財産評価委員会	15	2	13.3	板橋区財産評価委員会条例		
板橋区特別職報酬等審議会	9	2	22.2	板橋区特別職報酬等審議会条例		
板橋区表彰審査会	13	1	7.7	板橋区表彰条例		
板橋区情報公開及び個人情報保護審議会	15	5	33.3	板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例		
板橋区情報公開及び個人情報保護審査会	5	2	40.0	板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例		
板橋区男女平等参画苦情処理委員会	3	1	33.3	板橋区男女平等参画基本条例		
板橋区男女平等参画審議会	14	8	57.1	板橋区男女平等参画基本条例		
板橋区国民保護協議会	54	3	5.6	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		
板橋区防災会議	54	3	5.6	板橋区防災会議条例		
板橋区生活安全協議会	28	8	28.6	板橋区生活安全条例		
板橋区消防団運営委員会	17	0	0.0	特別区の消防団の設置に関する条例		
板橋区立美術館運営協議会	10	2	20.0	板橋区立美術館条例		
板橋区健康づくり推進協議会	24	9	37.5	地域保健法、板橋区健康づくり推進協議会条例		
板橋区公害健康被害認定審査会	11	2	18.2	公害健康被害の補償等に関する法律、板橋区公害健康被害認定審査会条例		
板橋区公害診療報酬等審査会	7	2	28.6	公害健康被害の補償等に関する法律、板橋区公害診療報酬等審査会条例		
板橋区大気汚染障害者認定審査会	7	2	28.6	板橋区大気汚染障害者認定審査会条例		
板橋区感染症診査協議会	12	2	16.7	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、板橋区感染症診査協議会条例		
板橋区介護認定審査会	118	42	35.6	板橋区介護保険条例		
板橋区国民健康保険運営協議会	14	4	28.6	国民健康保険法、板橋区国民健康保険条例		
板橋区民生委員推薦会	14	5	35.7	民生委員法		
板橋区保健福祉オンブズマン	4	2	50.0	板橋区保健福祉オンブズマン条例		
板橋区バリアフリー推進協議会	15	1	6.7	板橋区バリアフリー推進条例		
板橋区障がい者介護給付費等審査会	25	15	60.0	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
板橋区子ども・子育て会議	16	5	31.3	板橋区子ども・子育て会議条例		
板橋区資源環境審議会	22	6	27.3	板橋区資源環境審議会条例		
板橋区都市計画審議会	23	3	13.0	都市計画法、板橋区都市計画審議会条例		
板橋区景観審議会	15	3	20.0	板橋区景観条例		
板橋区建築審査会	6	1	16.7	建築基準法、板橋区建築審査会条例		
建築紛争調整委員会	6	1	16.7	板橋区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例		
板橋区文化財保護審議会	9	0	0.0	板橋区文化財保護条例		
小計(②)	616	152	24.7	委員会数	女性を含む委員会数	左の割合(%)
				31	29	93.5

Ⅲ設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

名称	委員数	女性委員	割合(%)	根拠法
政策会議	5	0	0.0	板橋区政策会議設置要綱
板橋区・ＵＲ連絡会議	12	0	0.0	板橋区・UR連絡会議設置要綱
板橋区行政評価委員会	9	3	33.3	板橋区行政評価規程
板橋区平和都市宣言記念事業実行委員会	13	0	0.0	板橋区平和都市宣言記念事業実行委員会設置要綱
新年賀詞交歓会実行委員会	15	0	0.0	新年賀詞交歓会実行委員会設置規約
板橋区入札監視委員会	5	2	40.0	板橋区入札監視委員会設置要綱
板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会	3	0	0.0	板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会設置要綱
板橋区ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰審査会	6	3	50.0	板橋区ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰実施要綱
板橋区住民防災組織育成連絡協議会	40	1	2.5	板橋区住民防災組織育成連絡協議会設置要綱
板橋区国際交流連絡会	12	0	0.0	板橋区国際交流連絡会設置要綱
板橋区立郷土資料館運営協議会	9	1	11.1	板橋区立郷土資料館運営協議会設置要綱
板橋区立郷土芸能伝承館指定管理者候補団体選定委員会	5	2	40.0	板橋区立郷土芸能伝承館指定管理者候補団体の選定に関する要綱
板橋区立郷土芸能伝承館企画・運営協議会	13	4	30.8	板橋区立郷土芸能伝承館企画・運営協議会要綱
板橋農業まつり幹事会	16	0	0.0	－
板橋区産業活性化推進会議	11	2	18.2	板橋区産業活性化推進会議設置要綱
板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会	5	0	0.0	板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会設置要綱
板橋観光ボランティアガイド	58	26	44.8	板橋区観光ボランティア事業運営要領
くらしのサポート隊	15	12	80.0	くらしのサポート隊運営要領
板橋区消費者団体連絡会	10	9	90.0	板橋区消費者団体連絡会実施要領
板橋区消費生活展実行委員会	14	13	92.9	消費生活展実施要領
板橋区立ふれあい館指定管理者選定委員会	6	1	16.7	板橋区立ふれあい館指定管理者候補団体の選定に関する要綱
板橋グリーンカレッジ運営協議会	10	4	40.0	板橋グリーンカレッジ運営協議会運営要綱
板橋区災害医療連携会議	18	3	16.7	板橋区災害医療連携会議設置要綱
板橋区女性健康支援センター運営協議会	12	9	75.0	女性健康支援センター運営協議会実施要綱
板橋区健康危機管理対策連絡会議	17	1	5.9	健康危機管理対策連絡会議設置要綱
板橋区食品衛生推進員設置会議	15	3	20.0	板橋区食品衛生推進員連絡会設置要領
板橋区高齢者虐待防止連絡会議	18	5	27.8	板橋区高齢者虐待防止連絡会議設置要綱
板橋区高齢者等地域リハビリテーション連携会議	15	4	26.7	板橋区高齢者等地域リハビリテーション連携会議設置要綱
板橋区福祉資金貸付制度運営協議会	9	2	22.2	板橋区福祉資金貸付制度運営協議会要綱
板橋区地域保健福祉計画推進協議会	15	5	33.3	板橋区地域保健福祉計画推進協議会設置要綱
板橋区地域自立支援協議会	15	8	53.3	板橋区地域自立支援協議会設置要綱
板橋区福祉有償運送運営協議会	11	3	27.3	板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱
板橋区立福祉園医療的ケア協議会	14	6	42.9	板橋区立福祉園における医療的ケアの実施に関する要綱
板橋区子育て支援者育成システム運営協議会	9	5	55.6	板橋区子育て支援者養成システム運営協議会設置要綱
板橋区要保護児童対策地域協議会	25	7	28.0	板橋区要保護児童対策地域協議会設置要綱
エコポリス板橋環境行動会議	30	2	6.7	エコポリス板橋環境行動会議設置要綱
板橋区環境教育推進協議会	21	7	33.3	板橋区環境教育推進協議会設置要綱
東京都板橋区立リサイクルプラザ指定管理者選定委員会	6	1	16.7	板橋区立リサイクルプラザ指定管理者団体の選定に関する要綱
板橋区農と住に調和した街づくり連絡協議会	17	2	11.8	板橋区農と住に調和した街づくり連絡協議会規約
エイトライナー促進協議会	6	0	0.0	エイトライナー促進協議会設置要綱
板橋区居住支援協議会	15	2	13.3	板橋区住居支援協議会会則
板橋区交通安全協議会	44	0	0.0	板橋区交通安全協議会設置要綱
板橋区特別支援教育連絡協議会	17	8	47.1	板橋区特別支援教育連絡協議会設置要綱
板橋区いじめ問題専門委員会	17	3	17.6	板橋区いじめ問題専門委員会規則
魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）	30	11	36.7	いたばし魅力ある学校づくりプラン
魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）	22	5	22.7	いたばし魅力ある学校づくりプラン
板橋区学校支援地域本部連絡会	19	5	26.3	板橋区学校支援地域本部事業実施要綱
板橋区特別支援教育就学指導委員会	83	40	48.2	板橋区特別支援教育就学指導委員会設置要綱
いたばしボローニャ子ども絵本館企画運営委員会	8	4	50.0	いたばしボローニャ子ども絵本館企画運営委員会設置要綱
板橋区明るい選挙推進協議会	140	95	67.9	明るい選挙推進協議会規約

小計（③）	960	329	34.3	委員会数	女性を含む委員会数	左の割合（%）
				50	40	80.0

ⅡⅢ合計（②+③）	1576	481	30.5	委員会数	女性を含む委員会数	左の割合（%）
				81	69	85.2

資料　2

東京都板橋区男女平等参画基本条例

平成15年3月6日
東京都板橋区条例第８号

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現は、私たちの願いです。

しかし、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が必要です。

板橋区では、人間性を尊重し、区民一人ひとりが地域の問題解決に自ら主体的に参加し、連帯していくことの中から生まれた地域からの発想を重視し、すべての人が互いに理解し支えあい、ともに生きるまちづくりに取り組んでいます。

そのためにも、男女が、個人としての自己の意思と責任によって選択した多様な生き方が尊重され、子の養育、家族の介護などの家庭生活と、職場や地域などにおける社会活動との両立ができ、様々な分野での政策や方針の決定過程に参画できる板橋区をつくることが必要です。

ここに、男女があらゆる分野における活動にともに参画し、利益を享受し、責任を担う男女平等参画社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、板橋区（以下「区」という。）、区民及び事業者・民間団体の責務を明らかにするとともに、協調と連携を図りながら男女平等参画社会の形成に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、区民すべての人権が尊重され、性別による差別のない社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　男女平等参画社会　男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を担う社会をいう。

（２）　積極的改善措置　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（３）　区民　区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、通勤し、通学し、又は区内で活動するすべての個人をいう。

（４）　事業者・民間団体　営利、非営利等の別にかかわらず、区内において事業・社会活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。

（５）　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により当該言動を受けた個人の心身に苦痛を与え、若しくは生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第３条　男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

（１）　男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。

（２）　男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を発揮する機会が確保されること。

（３）　男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。

（４）　男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。

（５）　男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること。

（性別による権利侵害の禁止）

第４条　何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

２　何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

３　何人も、配偶者間等男女間のあらゆる暴力行為又は精神的に著しく苦痛を与える行為を行ってはならない。

（区の責務）

第５条　区は、男女平等参画社会の形成を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　区は、男女平等参画社会の形成を推進するために、必要な体制を整備し、及び財政上の措置を講じるものとする。

（区民の責務）

第６条　区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他社会の様々な活動の場において、男女平等参画社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

２　区民は、区及び事業者・民間団体との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

（事業者・民間団体の責務）
第７条　事業者・民間団体は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会の形成についての理解と認識を深め、事業・社会活動を行うに当たり、男女平等参画を促進するものとする。
２　事業者・民間団体は、区及び区民との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

第２章　基本的施策

（行動計画）
第８条　区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等参画社会実現のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、公表しなければならない。
２　区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ区民及び事業者・民間団体の意見、実態等を把握するために必要な措置を講じるとともに、第 22 条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会に諮問しなければならない。
３　区長は、行動計画の実施状況報告書を毎年１回作成し、公表しなければならない。
（男女平等参画の促進）
第９条　区長は、男女平等参画を促進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図るものとする。
２　区長は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者・民間団体に対し、雇用の分野における男女の参画状況等について助言を行うことができる。
（調査、研究等）
第 10 条　区は、男女平等参画社会の形成に関し、必要な調査、研究並びに情報の収集及び分析を行うものとする。
（教育及び啓発の推進）
第 11 条　区は、男女平等参画社会の形成に関し、学校教育その他の教育及び啓発活動を通じて、区民及び事業者・民間団体の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。
（普及広報）
第 12 条　区は、男女平等参画社会について、区民及び事業者・民間団体の理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。
（事業者・民間団体への支援）
第 13 条　区は、男女平等参画を推進する事業者・民間団体への支援に努めるものとする。

第３章　推進体制

（男女平等参画推進本部の設置）
第 14 条　区は、区長を本部長とする男女平等参画推進本部を設置する。
２　男女平等参画推進本部は、男女平等参画施策を総合的に企画し、進行を管理し、及び実施結果を評価し、並びに調整を行うものとする。
（男女平等推進センターの設置）
第 15 条　男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として、東京都板橋区立男女平等推進センターを設置する。

第４章　苦情処理

（苦情の申立て）
第 16 条　区民又は事業者・民間団体は、次に掲げる事項について、次条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会に苦情の申立てをすることができる。
（１）　区が実施する施策のうち、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項
（２）　男女平等参画社会の形成を阻害すると認められる事項
２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情の申立てをすることができない。
（１）　裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
（２）　法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
（３）　区議会で審議中又は審議が終了した事項
（４）　この条例に基づく東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会の判断に関する事項
（苦情処理委員会の設置）
第 17 条　前条第１項に規定する苦情の申立てを処理するために、東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を設置する。
（苦情処理委員会の組織等）
第 18 条　苦情処理委員会は、男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員３人により組織する。
２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（苦情処理委員会の職務等）
第 19 条　苦情処理委員会は、次に掲げる職務を公正、迅速かつ適切に行う。
（１）　第 16 条第１項第１号の規定に基づく苦情の申立てに係る施策を実施する機関に対して、説明を求め、関係書類等の閲覧又は写しの提出を求め、必要があると認めるときは、区長に対して是正その他の措置を講じるよう勧告すること。
（２）　第 16 条第１項第２号の規定に基づく苦情の申立てに係る関係者に対して、必要に応じて当該関係者の同意を得た上で、資料の提出若しくは説明を求め、又は当該関係者に助言若しくは是正の要望をするよう区長に要請すること。
（３）　苦情の申立ての処理状況について、毎年度区長に報告すること。
２　区長は、前項第１号及び第２号の規定による苦情処理委員会からの勧告又は要請を受けたときは、その趣旨を尊重し、適切な措置を講じるものとする。
３　苦情処理委員会は、必要に応じ専門的な知識等を有する者から助言を受けることができる。

（委員の守秘義務）
第 20 条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（委員の解嘱）
第 21 条　区長は、委員が心身の故障で職務の遂行に耐え得ないと認めるとき又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。
２　委員は、前項の規定による場合のほか、その意に反して解嘱されることはない。

第５章　東京都板橋区男女平等参画審議会

（設置）
第 22 条　男女平等参画社会の形成を推進するために、東京都板橋区男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第 23 条　審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ審議し、答申する。
（１）　行動計画の策定に関する基本的な考え方
（２）　行動計画の実施結果に関する評価
（３）　その他男女平等参画社会の形成に関する重要事項
（審議会の組織等）
第 24 条　審議会は、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の６を超えないものとする。
（委員の任期）
第 25 条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第６章　雑則

（委任）
第 26 条　この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付　則

この条例は、平成 15 年４月１日から施行する。ただし、第４章の規定は、同年 10 月１日から施行する。

東京都板橋区男女平等参画
基本条例施行規則

平成15年４月１日
東京都板橋区規則第41号

改正　平成16年３月26日規則第17号
平成17年３月30日規則第13号
平成18年３月31日規則第21号
平成19年３月30日規則第24号
平成20年３月21日規則第16号
平成22年３月31日規則第20号
平成23年２月23日規則第５号
平成23年５月31日東京都板橋区規則第46号
平成24年３月30日東京都板橋区規則第24号
平成25年３月29日東京都板橋区規則第36号
平成27年３月31日東京都板橋区規則第21号

（趣旨）

第１条　この規則は、東京都板橋区男女平等参画基本条例（平成15年板橋区条例第８号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（推進本部の構成）

第２条　条例第14条に規定する男女平等参画推進本部（以下「推進本部」という。）は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

２　副本部長は、副区長をもって充てる。

３　本部員は、教育長及び常勤の監査委員並びに東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第５号）第８条第１項に規定する部長、保健所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び区議会事務局長の職にある者をもって充てる。

一部改正〔平成18年規則21号・19年24号・20年16号・23年５号〕

（所掌事務）

第３条　推進本部は、条例第14条第２項に定めるもののほか、本部長が必要と認める事務を所掌する。

（会議）

第４条　推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

２　本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

３　本部長は、特に必要があると認めるときは、前条に定める所掌事務に関係する職員に推進本部への出席を求め、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第５条　推進本部で決定した施策等を実施するために必要な事項を協議し、調整等を行うため、推進本部に幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

３　幹事長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

４　幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

５　幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

６　幹事長に事故あるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。

一部改正〔平成20年規則16号・27年21号〕

（苦情処理委員会の構成）

第６条　条例第17条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）の構成員のうち１人以上は、法律に関する専門知識を有する者から委嘱するものとする。

２　委員は、男性及び女性それぞれ１人以上とする。

（会議の運営等）

第７条　苦情処理委員会に、代表委員を置く。

２　代表委員は、委員の互選により定める。

３　苦情処理委員会は、代表委員が招集する。

４　代表委員に事故あるときは、代表委員があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

５　苦情処理委員会は、委員２人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

６　苦情処理委員会の職務は、委員の合議により行う。

（苦情の申立て）

第８条　条例第16条第１項に規定する苦情の申立て（以下「申立て」という。）をしようとする者は、苦情処理申立書（別記第１号様式）を苦情処理委員会に提出しなければならない。

２　苦情処理委員会は、申立てがあった場合には、申立受付処理台帳（別記第２号様式）により申立ての受付処理状況を記録する。

（苦情申立事項の調査）

第９条　苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第１項第１号に掲げる事項に該当すると認めるときは、当該申立てに係る区の機関に対して調査実施通知書（別記第３号様式）により通知し、調査を行うものとする。

２　苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第１項第２号に掲げる事項に該当すると認めるときは、当該申立てに係る関係者に対して調査実施依頼書（別記第４号様式）により同意を得た上で、調査を行うものとする。

３　苦情処理委員会は、申立て内容のうち、社会制度又は慣行に関する事項について、広く意見を求め判断に資することが適当と認めるときは、申立ての概要及び調査方法等を公表し、区民から意見を求めるものとする。

４　苦情処理委員会は、申立てが条例第16条第１項各号のいずれにも該当しないと認めるとき又は同条第２項各号のいずれかに該当すると認めるときは、調

査を行わないものとし、速やかに当該申立人に対し、苦情処理結果通知書（別記第５号様式）により通知しなければならない。

５　苦情処理委員会は、申立ての処理経過を処理経過記録票（別記第６号様式）に記録し、申立受付処理台帳に添付して保管する。

（区長への勧告又は要請）

第10条　苦情処理委員会は、前条第１項及び第２項の調査に基づき、条例第19条第１項第１号の規定による区長への勧告又は同項第２号の規定による区長への要請が必要であると認めるときは、速やかに勧告・要請書（別記第７号様式）により勧告又は要請を行うものとする。

（苦情処理結果通知）

第11条　苦情処理委員会は、申立てを受けた日の翌日から起算して３月以内に、苦情処理結果通知書により、調査の結果及び区長に対する勧告又は要請の有無を当該申立人に通知しなければならない。

２　苦情処理委員会は、前項に規定する期間内に通知ができない場合は、理由を付して当該申立人に処理経過を報告しなければならない。

（措置結果の通知）

第12条　区長は、勧告・要請書の送付を受けた日の翌日から起算して１月以内に、当該勧告又は要請に係る措置結果を苦情処理委員会及び当該申立人に通知しなければならない。

２　区長は、前項に規定する期間内に通知ができない場合は、理由を付して苦情処理委員会及び当該申立人に措置経過を報告しなければならない。

（苦情処理の年次報告）

第13条　条例第19条第１項第３号に規定する苦情の申立ての処理状況の報告は、次に掲げる事項を記載した文書により、会計年度終了後速やかに行わなければならない。

（１）　苦情の申立ての件数

（２）　苦情の申立て処理件数

（３）　処理結果の要旨

（男女平等参画審議会の構成）

第14条　条例第22条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　関係団体の構成員

（３）　関係機関の職員

（４）　公募に応じた区民

（委員の再任）

第15条　前条第１号に掲げる者のうちから委嘱した委員の再任は、２回を超えることはできない。

２　前条第２号から第４号までに掲げる者のうちから委嘱した委員は、再任することができない。

３　区長が特に必要と認めるときは、前２項の規定にかかわらず、再任することができる。

（会長及び副会長）

第16条　審議会に会長及び副会長１人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

（会長及び副会長の職務）

第17条　会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第18条　審議会は、会長が招集する。

（定足数及び表決数）

第19条　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第20条　会長は、審議に際し、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（幹事）

第21条　審議会に幹事を置く。

２　幹事は、総務部長の職にある者をもって充てる。

３　幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。

一部改正〔平成20年規則16号・27年21号〕

（会議の公開）

第22条　審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の決定により非公開とすることができる。

（事務局）

第23条　推進本部、苦情処理委員会及び審議会の事務局を総務部男女社会参画課に置く。

一部改正〔平成16年規則17号・22年20号・27年21号〕

（委任）

第24条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第６条から第13条までの規定は、平成15年10月１日から施行する。

付　則（平成16年３月26日規則第17号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成16年４月１日から施行する。

付　則（平成17年３月30日規則第13号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。（後略）

付　則（平成18年３月31日規則第21号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成18年４月１日から施行する。

付　則（平成19年３月30日規則第24号抄）

1　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

付　則（平成20年３月21日規則第16号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成20年４月１日から施行する。（後略）

付　則（平成22年３月31日規則第20号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

付　則（平成23年２月23日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成23年５月31日東京都板橋区規則第46号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成23年６月１日から施行する。

付　則（平成24年３月30日東京都板橋区規則第24号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成24年４月１日から施行する。（後略）

付　則（平成25年３月29日東京都板橋区規則第36号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

付　則（平成27年３月31日東京都板橋区規則第21号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成27年４月１日から施行する。

（別表略）

（様式略）

東京都板橋区男女平等参画推進本部名簿

役　職	構成員
本部長	区長
副本部長	副区長
本部員	教育長
	常勤監査委員
	政策経営部長
	総務部長
	危機管理室長
	区民文化部長
	産業経済部長
	健康生きがい部長
	保健所長
	福祉部長
	子ども家庭部長
	資源環境部長
	都市整備部長
	土木部長
	会計管理室長
	教育委員会事務局次長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長
	区議会事務局長

東京都板橋区男女平等参画推進本部幹事会名簿

幹事長　総務部長

所　属	構成員
政策経営部	政策企画課長
	広聴広報課長
総務部	総務課長
	人事課長
	男女社会参画課長
危機管理室	防災危機管理課長
	地域防災支援課長
区民文化部	地域振興課長
	戸籍住民課長
産業経済部	産業振興課長
健康生きがい部	長寿社会推進課長
	国保年金課長
	健康推進課長
	予防対策課長
	板橋健康福祉センター所長
	おとしより保健福祉センター所長
福祉部	管理課長
	障がい者福祉課長
	赤塚福祉事務所長
子ども家庭部	子ども政策課長
	保育サービス課長
	子ども家庭支援センター所長
資源環境部	環境課長
都市整備部	都市計画課長
	住宅政策課長
土木部	管理課長
教育委員会事務局	教育総務課長
	学務課長
	生涯学習課長
	指導室長

男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画
いたばしアクティブプラン
平成２６年度実施状況報告書

板橋区総務部男女社会参画課

平成２７年（２０１５年）８月

〒173-0015　東京都板橋区栄町 36-1
TEL　03-3579-2486
FAX　03-3579-2787

刊行物番号
27－36